

## 計画策定の背景

---

第3期計画においては、以下に示す最近の法改正及び法成立した内容を加味したものとしました。

- 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）
  - ・ 相談支援事業体制の充実等（基幹相談支援センターの設置、計画相談支援の創設など）
  - ・ 障害児支援の強化
  - ・ 成年後見制度利用支援事業の必須事業化 など
  
- 「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年法律第90号）
  - ・ 発達障害・高次脳機能障害の明記 など
  
- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号、第105号）
  
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）
  - ・ 市町村虐待防止センターを中心としたネットワークの構築
  - ・ 通報窓口の整備 など

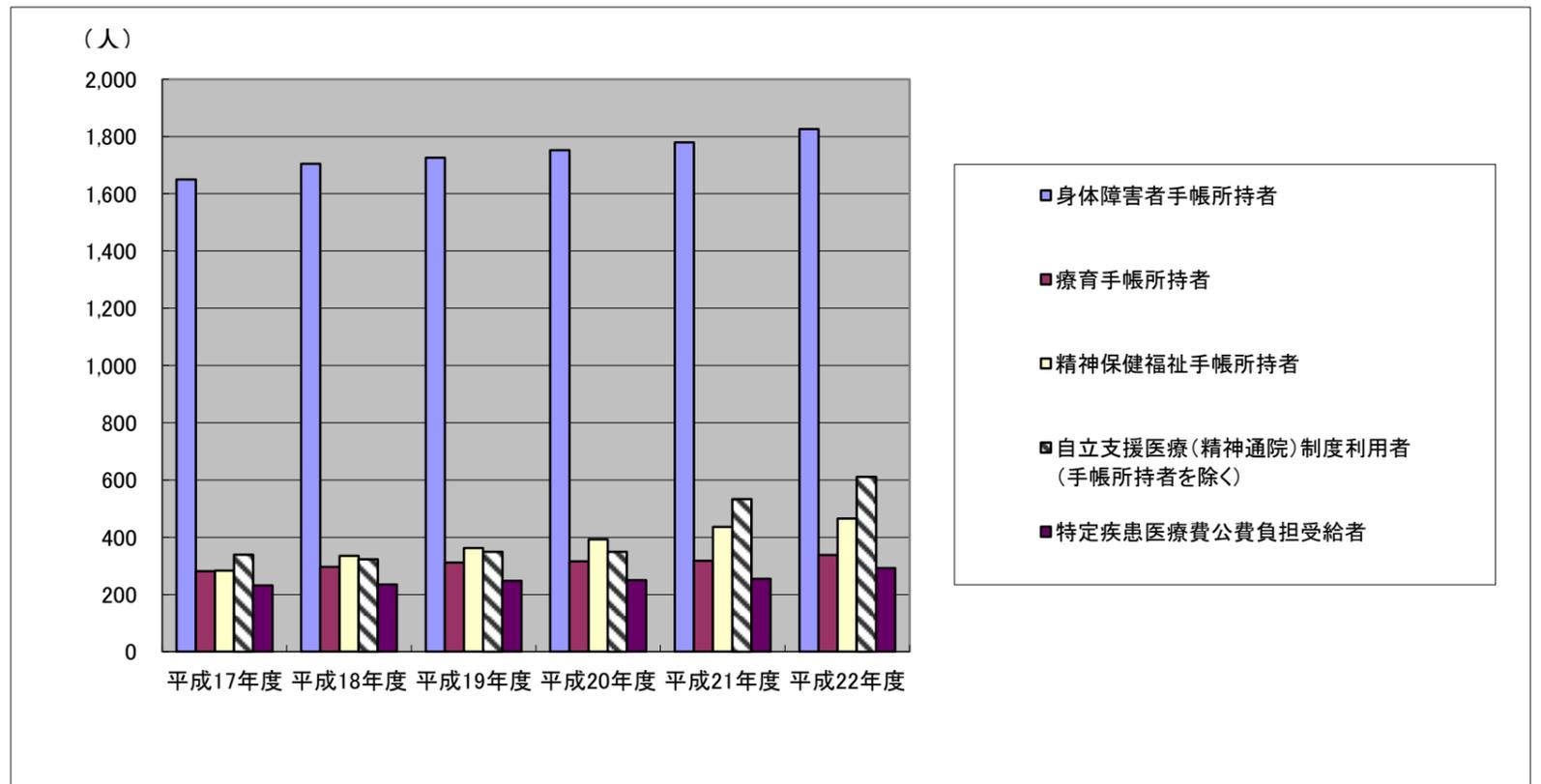
## 第2章 障がい者数推計

	単位	平成17年度	第1期計画期間				第2期計画期間				第3期計画期間			<参考> 平成18年～22年 平均増加率	
			平成18年度 実数	平成19年度 実数	平成20年度 実数	第1期平均 増加率	平成21年度 実数	平成22年度 実数	平成23年度 計画推計値	第2期計画推 計増加率	平成23年度 実数予想値	平成26年度 計画推計値	第3期計画推 計増加率		
身体障害	身体障害者手帳所持者	人	1,650	1,705	1,726	1,752	2.8%	1,779	1,826	1,905	2.5%	1,853	1,967	2.0%	1.4%
知的障害	療育手帳所持者	人	281	297	312	316	6.4%	318	338	387	5.5%	340	369	2.8%	2.8%
精神障害	精神保健福祉手帳所持者	人	283	335	362	393	17.3%	436	465	570	12.0%	516	686	10.0%	7.8%
	自立支援医療(精神通院)制度利用者 (手帳所持者を除く)	人	339	323	349	349	8.1%	533	611	375	1.8%	794	1,122	12.2%	17.8%
難病	特定疾患医療費公費負担受給者	人	232	235	248	250	6.4%	255	293	248	0.0%	308	345	3.9%	4.9%

※各年度末

- ・ 身体障害者手帳は高齢者の新規所持が増加しており、今後も高齢化に伴う微増が見込まれる。
- ・ 精神保健福祉手帳は制度の周知がすすんだこともあり、10%前後の増加傾向が続いている。また、自立支援医療(精神通院)制度利用者も第2期に急増の傾向となっている。こういった傾向は今後も続くと見込まれる。

【障がい者数の推移】



### 第3章 自立支援給付見込み量及びサービス確保策

#### 1 基本的考え方

厚生労働省の示した「改正基本指針」を踏まえ、豊明市の実情に合わせて設定。現に利用している者の数、事業所の体系移行状況、今後の特別支援学級卒業生数なども勘案して利用者数および量の見込みを定めた。

#### 2 自立支援給付見込み量・実績

【第2期障害福祉計画】

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度見込み量	23年度利用実績予想値 ⑤	23年度市内事業所数	
		見込み量①	21年3月利用実績②	②/①	見込み量③	22年3月利用実績④	④/③				
訪問系サービス	総利用時間数	時間/月	1,569.0	1,424.0	90.8%	1,745.0	1,567.0	89.8%	1,945.0	1,750.0	5
	居宅介護	時間/月		819.0			1,011.0				
	重度訪問介護	時間/月		601.0			553.0				
	行動援護	時間/月		4.0			3.0				
	同行援護 ※1	時間/月		-			-				
	重度障害者等包括支援	時間/月		0.0			0.0				
日中活動系サービス	生活介護	人日/月	528	203	38.4%	550	434	78.9%	2,104	714	2
	自立訓練(機能訓練)	人日/月	5	24	480.0%	5	14	280.0%	5	10	0
	自立訓練(生活訓練)	人日/月	0	5	-	0	17	-	44	5	0
	就労移行支援	人日/月	60	46	76.7%	60	27	45.0%	100	30	0
	就労継続支援(A型)	人日/月	40	40	100.0%	40	63	157.5%	40	150	0
	就労継続支援(B型)	人日/月	268	159	59.3%	268	222	82.8%	850	260	1
	児童デイサービス ※2	人日/月	30	31	103.3%	32	50	156.3%	35	150	1
	短期入所	人日/月	30	36	120.0%	33	46	139.4%	36	60	2
	療養介護	人/月	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	4	0
サービス系	グループホーム	人/月	9	0	188.9%	9	2	188.9%	13	17	4
	ケアホーム	人/月		17			15				
	施設入所支援	人/月	10	10	-	11	10	-	41	26	1
	(参考) 旧法施設入所	人/月	29	32	110.3%	28	28	100.0%	0	13	0
相談支援	計画相談支援 ※3	人/年									
	地域移行支援	人/年	2	0	0.0%	3	0	0.0%	4	0	1
	地域定着支援	人/年									

【第3期障害福祉計画】

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			⑥-⑤ (1期との増減)	⑥/⑤
	利用見込量	実利用者数	市内事業所数	利用見込量	実利用者数	市内事業所数	利用見込量⑥	実利用者数	市内事業所数		
	1,927.0	67	6	1,960.0	69	6	2,233.0	72	6	483.0	127.6%
	1,067.0	64	6	1,100.0	66	6	960.0	68	6		
	720.0	3	6	720.0	3	6	720.0	4	6		
	110.0	3	6	110.0	3	6	110.0	3	6		
	30.0	3	6	30.0	3	6	30.0	3	6		
	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0		
	2,034	98	3	2,034	98	3	2,489	100	3	1775	348.6%
	27	2	0	27	2	0	27	2	0	-	-
	44	2	0	44	2	0	44	2	0	39	880.0%
	400	20	1	400	20	1	440	22	1	410	1466.7%
	400	20	1	440	22	1	480	24	1	330	320.0%
	1,060	53	2	1,080	54	2	1,100	55	2	841	423.9%
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	56	8	2	56	8	2	70	10	2	10	116.7%
	-	4	0	-	4	0	-	4	0	-	-
	-	30	5	-	34	6	-	34	6	-	-
	-	39	1	-	39	1	-	39	1	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	50	1	-	111	2	-	112	3	-	-
	-	2	1	-	2	1	-	2	1	-	-
	-	0	0	-	0	0	-	2	1	-	-

※1 法改正により、平成23年10月からサービス追加となる。地域生活支援事業(移動支援)の利用者のうち、重度の視覚障がい者等のニーズを勘案して定めた。

※2 法改正により、平成24年4月から児童福祉法に基づくサービスとなった。そのため、第3期障害福祉計画からは除外となる。

※3 法改正により、平成24年4月からサービス利用計画作成費に代わり、次のサービス種別に分類された。

- ①計画相談支援:障害福祉サービスの利用者数を勘案し、3年間で計画的に全て利用するように定めた。
- ②入所者や入院中精神障がい者のうち、地域移行者数を勘案して定めた。
- ③地域定着支援:単身の障がい者や同居している家族の支援困難な障がい者の状況を勘案して定めた。

#### 3 第2期障害福祉計画の評価

- ・生活介護など、体系移行時期の遅れから、見込み量に実績が達していないサービスも一部あったが、ほぼ見込み量に実績が達した。
- ・市内・近隣に就労訓練系のサービス事業所が乏しく、利用希望ニーズに対応できにくい状況にあった。

- ・ 訪問系サービスは徐々に充足してきたが、行動援護や重度訪問介護といった多様なサービスの提供体制整備は不足していた。
- ・ 平成23年度後半から平成24年度に体系移行する事業所が相次ぎ、第3期には、それら生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労移行支援・グループホーム・ケアホームの大幅なサービス量増加を見込むこととなった。  
(体系移行:旧法知的授産→生活介護・就労継続支援B型、精神通所授産→就労継続支援B型、精神援護寮・福祉ホーム→グループホーム・ケアホーム、地域活動支援センター→就労継続支援A型、地域活動支援センター→就労移行支援)

#### 4 サービス確保策

- ・ 重点は、グループホーム・ケアホームの整備促進、短期入所(緊急時対応・医療対応含む)の整備促進、相談支援体制の充実。 ミ
- ・ 発達障害者児の利用ニーズを把握するとともに、それに対応するサービスの充実に努める。
- ・ 家族の高齢化・核家族化への対応として、グループホーム・ケアホームおよび短期入所の充足をすすめる。
- ・ 計画相談支援など、個別支援計画対象者の大幅な増加に対応する相談支援体制の整備。
- ・ 重度心身障がい者児の短期入所や訪問系サービス利用ニーズは高いものの、対応困難な状況。介護保険事業者の対応可能性を検討する。

## 第4章 地域生活支援事業見込み量及びサービス確保策

### 1 基本的考え方

厚生労働省の示した「改正基本指針」を踏まえ、豊明市の実情に合わせて設定。

### 2 地域生活支援事業見込み量・実績

#### 【第2期障害福祉計画】

	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度見込み量	23年度利用実績予想値 ⑤	23年度市内事業所数	
		見込み量①	21年3月利用実績②	②/①	見込み量③	22年3月利用実績④	④/③				
移動支援事業	時間/月	455.0	587.0	129.0%	500.0	722.0	144.4%	550.0	755.0	4	
地域活動支援センター事業	日/月	80	110	137.5%	90	120	133.3%	90	360	2	
日中一時支援事業	回/月	323	311	96.3%	355	302	85.1%	390	310	1	
訪問入浴サービス	回/月	56	56	100.0%	56	56	100.0%	64	60	0	
自動車改造費の補助	人/年	3	0	0.0%	4	1	25.0%	5	0		
コミュニケーション支援	手話通訳	回/年	4	2	50.0%	4	3	75.0%	5	4	
	要約筆記	回/年	3	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	
日常生活用具給付事業	総件数	件/年	461	475	103.0%	489	537	109.8%	511	550	
	介護・訓練支援用具	件/年	2	4	200.0%	4	2	50.0%	1	2	
	自立生活支援用具	件/年	7	9	128.6%	6	9	150.0%	7	10	
	在宅療養等支援用具	件/年	6	12	200.0%	8	19	237.5%	9	20	
	情報・意思疎通支援用具	件/年	6	3	50.0%	8	9	112.5%	7	10	
	排泄管理支援用具	件/年	438	444	101.4%	460	494	107.4%	483	503	
	居宅生活動作補助用具	件/年	2	3	150.0%	3	4	133.3%	4	5	
相談支援事業 ※1	箇所	5	2	40.0%	5	1	20.0%	5	1		
成年後見制度利用支援事業	実施有無	無	無		無	無		無	有		
自立支援協議会	設置有無	有	有		有	有		有	有		

#### 【第3期障害福祉計画】

利用見込み量	市内事業所数	平成24年度		平成25年度		平成26年度		⑥-⑤ (1期との増減)	⑥/⑤
		利用見込み量	市内事業所数	利用見込み量	市内事業所数	利用見込み量⑥	市内事業所数		
800.0	5	820.0	5	840.0	5	85.0	111.3%		
70	0	75	0	78	1	-282.0	21.7%		
330	1	337	1	345	1	35.0	111.3%		
68	0	72	0	74	0	14.0	123.3%		
2		2		2		2.0	-		
5		5		5		1.0	125.0%		
2		2		2		2.0	-		
570		585		600		50.0	109.1%		
2		4		6		4.0	300.0%		
10		10		12		2.0	120.0%		
20		20		22		2.0	110.0%		
10		10		12		2.0	120.0%		
523		534		541		38.0	107.6%		
5		7		7		2.0	140.0%		
有		有		有					
有		有		有					

※1 法改正により、平成24年4月からサービス利用計画作成費に代わり、計画相談支援などのサービス種別に分類された。第3章に記載。

### 3 第2期障害福祉計画の評価

- ・平成22年8月の豊明市障がい者相談支援センター「フィット」開設により、相談支援件数が増加。
- ・移動支援事業・日中一時支援事業・地域活動支援センター事業・日常生活用具給付事業の利用ニーズが高かった。サービス提供する事業所が少なく、多様なニーズに対し、質・量ともに十分な対応はできなかった。
- ・平成23年10月の尾東圏域成年後見センター開設により、成年後見制度に関する支援体制の整備となった。

### 4 サービス確保策

- ・相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター設置をすすめる。また、計画相談支援に対応できるマンパワーと事業所の確保をすすめる。
- ・市町村虐待防止センターを中心としたネットワークの構築と通報窓口の整備。
- ・成年後見制度の活用促進と一般への制度周知をすすめる。
- ・移動支援事業・地域活動支援センター事業・日常生活用具給付事業の利用増大への対応。

## 第5章 平成26年度における目標値（地域生活移行の数値目標）

### 1 基本的考え方

厚生労働省の示した「改正基本指針」を踏まえ、豊明市の実情に合わせて設定。

### 2 数値目標及び対応策

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の施設入所者数(A)	45 人	○現時点は平成17年10月1日の数とする。
平成26年度末の施設入所者数 (B)	39 人	○平成26年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】 削減見込 (A-B)	6 人 ( 13.3 % )	○差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	6 人	○施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

<参考>

	旧体系入所支援	施設入所支援	合計
平成23年4月1日現在の施設入所者数(A)	18 人	21 人	39 人
平成23年4月1日現在の削減値(A-C)	2 人	4 人	6 人
平成18～22年度までの地域生活移行者数	2 人	3 人	5 人

#### ● 目標値の考え方

厚生労働省の示した「改正基本指針」において削減見込みは10%、地域生活移行者数は30%を基本としている。豊明市は地域生活移行が可能と考えられる者は、第1期・第2期計画期間中にほぼ移行が完了している状況のため、地域生活移行者数を基本指針より少なく設定した。

#### ● 対応策

- ・ 重度障がい者の地域生活移行をすすめるためのケアホームの介護機能の強化など、サービス基盤の整備。
- ・ 入所施設利用者本人のニーズ確認と計画相談支援の活用。

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値
平成17年度の年間一般就労移行者数	3 人
【目標値】 平成26年度の年間一般就労移行者数	12 人 ( 4.0 倍 )

<参考:年間一般就労者数>

年度	数値
平成18年度の年間一般就労移行者数	2 人 (1.0 倍)
平成19年度の年間一般就労移行者数	2 人 (1.0 倍)
平成20年度の年間一般就労移行者数	2 人 (1.0 倍)
平成21年度の年間一般就労移行者数	2 人 (1.0 倍)
平成22年度の年間一般就労移行者数	6 人 (2.0 倍)

#### ● 目標値の考え方

厚生労働省の示した「改正基本指針」において平成17年度の移行実績の4倍以上を基本としている。豊明市は平成22年度の以降実績が良好であり、最近の就労訓練系サービスの充足状況も見込んで設定した。

#### ● 対応策

- ・ 一般企業への啓発。
- ・ 相談支援・就労支援事業所・ハローワークなどの関係機関の連携強化。

#### (4) 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	205 人	○平成26年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】 平成26年度の就労移行支援事業の利用者数	22 人 ( 10.7 % )	○平成26年度末時点の利用人員を見込む。

● 目標値の考え方

厚生労働省の示した「改正基本指針」において平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、20%以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本としている。豊明市は今後のサービス事業所の充足により実績増加が見込まれるものの、第1期・第2期の実績が低いため10%程度と設定した。

● 対応策

- ・ 相談支援・就労支援事業所・ハローワークなどの関係機関の連携強化。

(5) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

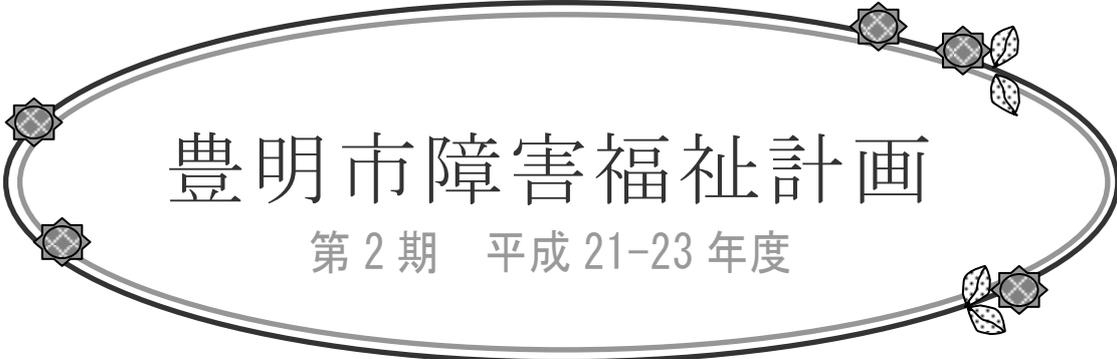
項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者数 (A)	24 人	○平成26年度末時点の利用人員を見込む。
平成26年度末の就労継続支援B型事業の利用者数	55 人	○平成26年度末時点の利用人員を見込む。
平成26年度末の就労継続支援A型・B型事業の利用者数 (B)	79 人	○平成26年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】 平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者の割合 (A)/(B)	30.4 %	○就労継続支援事業の利用人員のうち、就労継続支援A型事業を利用する者の割合

● 目標値の考え方

厚生労働省の示した「改正基本指針」において平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、30%以上の者が就労継続支援A型事業を利用することを基本としている。豊明市は今後のサービス事業所の充足により実績増加が見込まれるものとした。

● 対応策

- ・ 相談支援・就労支援事業所・ハローワークなどの関係機関の連携強化。



# 豊明市障害福祉計画

第2期 平成21-23年度

平成21年3月

豊明市

## 目次

計画策定にあたって	1
1 策定の背景	1
2 計画策定の流れ	2
3 用語説明	3
第1章 計画の概要	6
第2章 障害者数推計	8
第3章 自立支援給付見込み量及びサービス確保策	10
1 介護給付	10
2 訓練等給付	17
3 その他	21
第4章 地域生活支援事業	22
1 相談支援	22
2 コミュニケーション支援	24
3 日常生活用具の給付等	25
4 移動支援	26
5 地域活動支援センター	27
6 日中一時支援	28
7 その他	29
第5章 平成23年度における目標値	30

計画の体系

1 介護給付

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 行動援護
- (4) 重度障害者等包括支援
- (5) 児童デイサービス
- (6) 短期入所（ショートステイ）
- (7) 療養介護
- (8) 生活介護
- (9) 施設入所支援
- (10) 共同生活介護（ケアホーム）

2 訓練等給付

- (1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- (2) 就労移行支援
- (3) 就労継続支援（A型・B型）
- (4) 共同生活援助（グループホーム）

3 その他

- (1) 相談支援（サービス利用計画作成支援）

地域生活支援事業

- 1 相談支援
- 2 コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）
- 3 日常生活用具の給付等
- 4 移動支援
- 5 地域活動支援センター
- 6 日中一時支援
- 7 その他 (1)訪問入浴サービス (2)自動車改造費の補助

# 計画策定にあたって

## 1 策定の背景

本市では、平成18年度に障害者自立支援法に基づく「第1期豊明市障害福祉計画」を策定しました。この計画は、平成18年度から20年度までの障害福祉サービスの給付見込み量とその確保策及び平成23年度における施設入所者の地域生活への移行人数等を定めています。

また、平成19年度には、障害者基本法に基づく「第2次豊明市障害者福祉計画」を策定し、平成20年度から29年度までの本市の障害者施策の計画的な推進を図っています。

このたび、平成21年度から23年度までの障害福祉サービスの給付見込み量とその確保策等を定めた「第2期豊明市障害福祉計画」を策定することと致しました。

### 障害者基本法（昭和45年制定）

この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。（第1条）

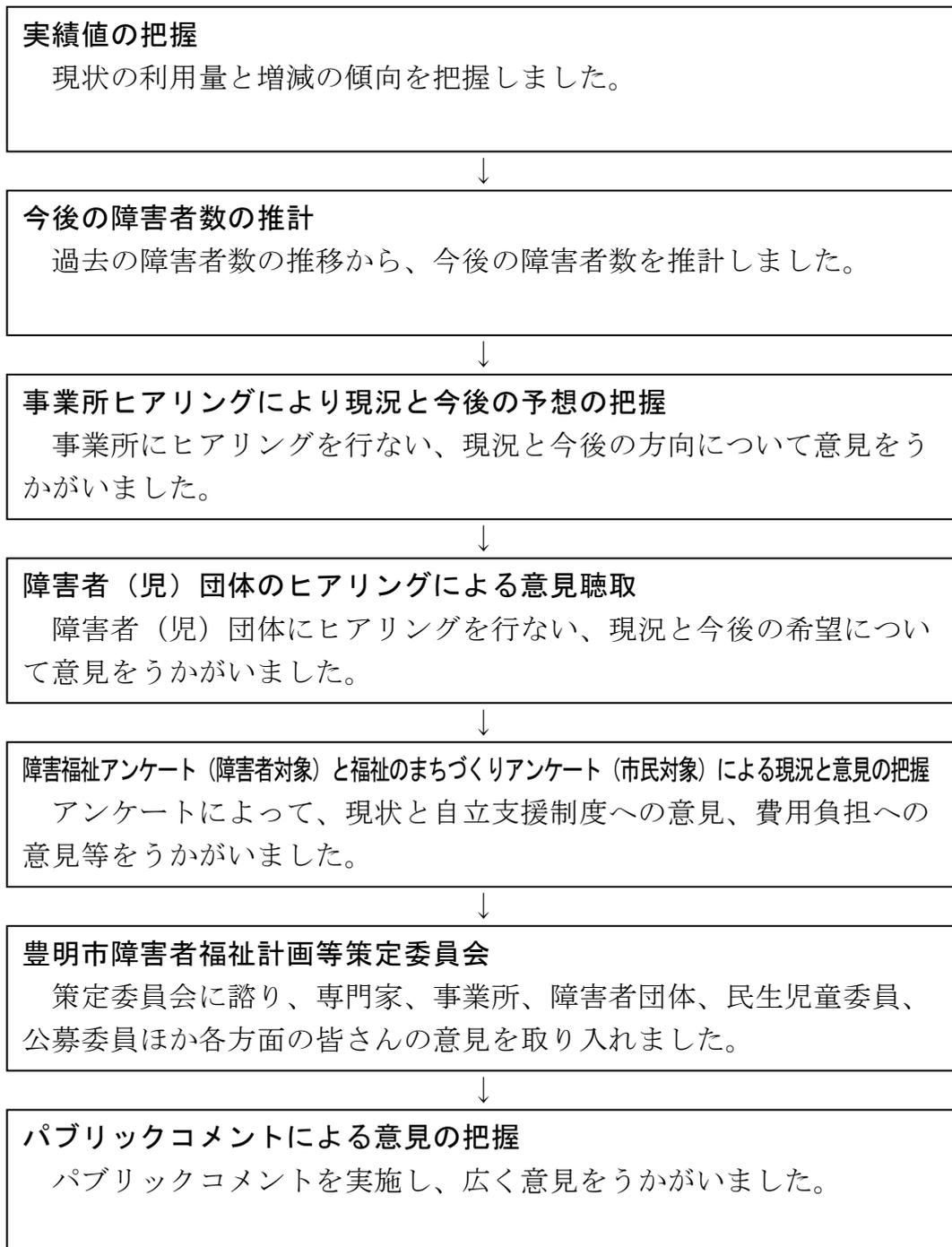
### 障害者自立支援法（平成17年制定）

この法律は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。（第1条）

## 2 計画策定の流れ

---

第2期計画においても、第1期計画同様次のような手順で、計画の目標値や今後の見込み量を定めました。



### 3 用語説明

---

本計画書で使用している、福祉制度等について説明します。用語については簡易に説明していますので、詳しくは「障害者自立支援法」及び同施行規則、同施行令、また事業の要綱等を参照してください。

#### 【全体】

- ・自立支援給付……………障害者自立支援法で定める介護給付や訓練等給付等です。
- ・介護給付……………家事援助や身体介護及び施設入所等の給付です。
- ・訓練等給付……………リハビリテーションや自立訓練、就労支援等の給付です。
- ・地域生活支援事業……市町村が行なう相談支援やコミュニケーション支援等です。

#### 【介護給付】

- ・居宅介護……………家事援助や身体介護等のホームヘルプサービスです。
- ・重度訪問介護……………重度の身体障害者が利用する長時間の介護です。（外出の支援等を含む）
- ・行動援護……………重度の知的障害者や精神障害者が、外出等の行動をする際の介護です。
- ・重度障害者等包括支援・ALS患者等のように非常に重度の障害者が利用する長時間の介護です。
- ・児童デイサービス…障害児に、日中、必要な訓練を行ったり介護をすることです。
- ・短期入所……………家庭の介護ができない時等に、一時的に施設に入所するもの（ショートステイ）です。
- ・療養介護……………重度の障害をもって医療的ケアが必要な障害者が、医療も含めた介護を受けることです。
- ・生活介護……………重度の障害者が、日中施設で生活の介護を受けることで、旧デイサービスや旧療護施設、更生施設等がこれにあたります。
- ・施設入所支援……………重度の障害者が施設に入所して、夜間の介護を受けることです。（障害者支援施設での夜間ケア等）
- ・共同生活介護……………重度の障害者が夜間も含め世話人の介護を受けながら、数人で（ケアホーム）地域の家で生活することです。

### 【訓練等給付】

- ・機能訓練……………地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者に対するサービスです。
- ・生活訓練……………機能回復、維持、向上のための訓練や地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対するサービスです。
- ・就労移行支援……………障害者が企業等に就労するために、一定期間訓練を受けることです。
- ・就労継続支援A型……………旧福祉工場等で、労働者として施設に雇用されて就労を継続することです。  
(雇用型)
- ・就労継続支援B型……………旧授産施設等で、支援を受けながら就労を継続することです。  
(非雇用型)
- ・共同生活援助……………障害者が世話人の支援を受けながら、数人で地域の家で生活することです。  
(グループホーム)

### 【地域生活支援事業】

- ・地域活動支援センター 障害者が作業や趣味の活動を行なう場です。旧小規模作業所等がこれにあたります。
- ・相談支援……………障害者の相談を行ないます。権利擁護や虐待予防にも努めます。  
サービス利用計画作成支援も作成します。
- ・コミュニケーション支援 手話通訳者派遣、手話通訳者設置、要約筆記者派遣です。
- ・日常生活用具給付等……………ストマ（排泄支援用具）、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。
- ・日中一時支援……………日中、家族が介護できない時に、障害児（者）を施設等で介護します。
- ・移動支援……………旧ガイドヘルプ等で、障害者の外出を支援します。

主な新旧制度の対照表

新制度		旧制度	
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅サービス	ホームヘルプ デイサービス ショートステイ グループホーム
	重度訪問介護		
	行動援護		
	重度障害者等包括支援		
	児童デイサービス		
	短期入所（ショートステイ）		
	療養介護		
	生活介護		
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）		
	共同生活介護（ケアホーム）		
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	施設サービス	重症心身障害児施設 療護施設 更生施設 授産施設 福祉工場 通勤寮 福祉ホーム 生活訓練施設
	就労移行支援		
	就労継続支援（A型・B型）		
	共同生活援助（グループホーム）		
地域生活支援事業	移動支援	社会参加促進事業等	（都道府県・市町村） ガイドヘルパー派遣 移送サービス 手話通訳派遣 要約筆記者派遣 訪問入浴等
	地域活動支援センター		
	相談支援		
	コミュニケーション支援		
	日常生活用具給付等		
	日中一時支援		
	訪問入浴等		
補装具費の支給		補装具の給付	

# 第1章 計画の概要

## (1) 豊明市としての考え方

第2期計画においても、計画策定の考え方は、第1期計画策定の考え方を踏襲して策定することとしました。

### ①障害者の地域生活と自立を支援すること

障害者が将来にわたって地域で生活ができることを支援するために、ケアホーム・グループホームを充実すること、居宅介護や行動援護等の介護給付や、移動支援や日中一時支援等の地域生活支援事業を充実することです。

### ②地域の実情にあった障害福祉制度を充実すること

障害者自身及び障害者の家族の意見を取り入れて、豊明市の実情にあった障害福祉制度を充実します。

### ③3つの障害の総合的な支援を行なうこと

障害の種類によって障害福祉制度に偏りが起きないように、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれの分野で、総合的な支援を行ないます。

## (2) 計画の名称、対象及び期間

### ①計画の名称

本計画の名称は「第2期豊明市障害福祉計画」とします。

### ②計画の対象

本計画の対象者は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者等です。

### ③計画の期間

本計画（第2期計画）の期間は平成21年度から平成23年度の3年間です。本計画書においては、平成21年度から平成23年度の目標値又は見込み量を掲げています。（平成18年度～20年度は実績値）

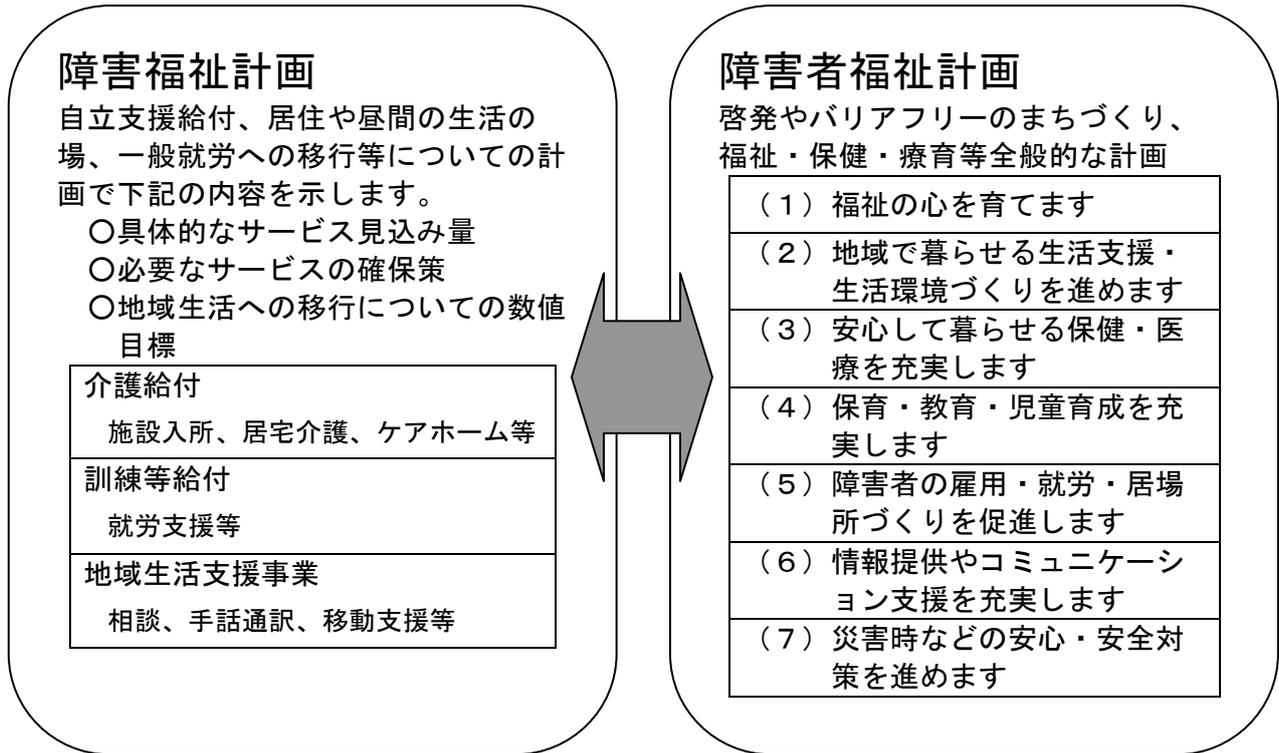
平成18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)
第1期 スタート		第1期終了 見直し	第2期 スタート		第2期 終了

### (3) 計画の位置づけ

本計画は障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」です。

本計画は第 4 次豊明市総合計画を基に、啓発や福祉のまちづくり等の広い分野について方向を示す「第 2 次豊明市障害者福祉計画」との整合性をもって策定いたしました。

障害福祉計画と障害者福祉計画の関係



### (4) 計画の進行管理と連携調整について

#### ①進行管理

本計画は社会福祉課が中心となって、各年度の計画の進行管理を行ない、毎年障害者福祉計画等策定・推進委員会に報告していきます。

#### ②連絡調整

計画の進行においては、尾張東部保健福祉圏域計画や近隣の名古屋市及び知多地域や刈谷市、三好町と連携・調整をはかります。

## 第2章 障害者数推計

### (1) 障害者数の現状

平成17年度～平成19年度の障害者等数をみると、身体障害では1年間に約2.3%ずつ増加しています。知的障害では1年間に約5.4%の増加です。

精神障害では精神保健福祉手帳所持者が約13.2%増と大幅に増えています。手帳所持者を除く自立支援医療（精神通院）制度利用者数は、約1.7%の増加、難病者は約3.4%の増加になっています。

種類			平成17年度 (人)	平成18年度 (人)	平成19年度 (人)	平均増加率 (年間)
身体障害	身体障害者 手帳所持者	18歳以上	1,614	1,669	1,688	2.27%
		18歳未満	36	36	38	2.78%
		合計	1,650	1,705	1,726	2.28%
知的障害	療育手帳 所持者	18歳以上	200	210	222	5.36%
		18歳未満	81	87	90	5.43%
		合計	281	297	312	5.37%
精神障害	精神保健福祉手帳所持者		283	335	362	13.22%
	自立支援医療（精神通院）制度 利用者（手帳所持者を除く）		339	323	349	1.66%
難病者	特定疾患医療費公費負担 受給者		232	235	248	3.41%

### (2) 障害認定区分別障害者数

平成20年3月31日現在

(単位：人)

障害程度区分※	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	4	5	10	2	6	12	39
知的障害者	2	14	14	14	10	1	55
精神障害者	3	10	14	0	0	1	28
身体と知的重複	0	0	2	9	3	11	25
身体と精神重複	1	1	1	0	0	0	3
合計	10	30	41	25	19	25	150

※程度区分の数値が小さいほど要介護度は低く、大きいほど要介護度が高い

### (3) 障害者数推計

平成17年度～平成19年度の障害者等数の増加傾向を元に、平成23年度の障害者数を推計しました。

身体障害では1年間に2.5%ずつ増加すると予測しています。知的障害では1年間に5.5%、精神障害では12.0%の増加と予測しています。

平成23年度の障害者等の推計は、身体障害1,905人、知的障害387人、精神障害945人、合計で3,237人（難病者を除く）となります。

障害者数推計表

種類		平成20年 4月実数 (人)	平成23年度 推計(人)	推計増加率 (年間)	備考
身体障害	身体障害者手帳所持者	1,726	1,905	2.5%	平成17～19年度の増加率がやや上方に向かうとする
知的障害	療育手帳所持者	312	387	5.5%	平成17～19年度の増加率がやや上方に向かうとする
精神障害	精神保健福祉手帳所持者	362	570	12.0%	平成17～19年度の増加率がやや下方に向かうとする
	自立支援医療(精神通院)制度利用者 (手帳所持者を除く)	349	375	1.8%	平成17～19年度の増加率がやや上方に向かうとする
小計	身体障害、知的障害、 精神障害	2,749	3,237	4.2%	
難病者	特定疾患医療費公費負担 受給者	248	248	0.0%	変化なしとする

## 第3章 自立支援給付見込み量及びサービス確保策

### 1 介護給付

---

自立支援給付のうち介護給付については、現状の給付水準を維持するとともに、現在は利用されていないが今後必要となる給付について、計画的に整備していきます。

#### (1) 居宅介護（旧ホームヘルプ事業等）

豊明市社会福祉協議会、ファイン等の事業所がサービスを提供しています。

#### (2) 重度訪問介護（旧身体介護、移動介護等）

重度訪問介護は、重度身体障害者が利用する長時間の介護で、外出の支援等を含みます。

#### (3) 行動援護

行動援護は、外出等の日常生活を行なうのに援護が必要な知的障害者や精神障害者の支援を行ないます。

#### (4) 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援は、ALS患者（全身の筋力がなくなる難病）等のように非常に重度の障害者が利用する長時間の介護です。

## 見込み量

利用延べ時間数及び実利用者数

(単位：時間/月、人)

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画			備考
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
居宅介護	750	803	787	842	900	963	7%増
	41	51	53	56	60	64	
重度訪問介護	450	523	616	717	835	972	16.5%増
	2	2	2	2	2	3	
行動援護	6	5	4	10	10	10	
	1	1	3	2	2	2	
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	
合計	1,206	1,331	1,407	1,569	1,745	1,945	
	44	54	58	60	64	69	

※下段は、実利用者数、または利用見込者数

### 第1期計画の実績に対する評価・課題

第1期計画では、見込みほどの伸びはありませんでした。平成20年度に市内に新たな居宅介護事業所が設置されました。今後の課題としては、男性ホームヘルパーや重度訪問介護を実施できる事業所の確保、精神障害に対応できるような事業所のスキルアップ等があげられます。

#### サービス確保策

今後も下記の事業所等での居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の実施に必要な働きかけを行います。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向
豊明市社会福祉協議会	継続
ファイン	〃
市外事業所	〃

## (5) 児童デイサービス

児童デイサービスは、日中に障害児に必要な訓練や介護を行ったり、遊びのプログラムを提供する事業です。

### 見込み量

利用延べ日数及び実利用者数

(単位：人日分/月、人)

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画			備考
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
児童 デイサービス	24	25	28	30	32	35	8%増
	6	7	6	7	8	9	

※下段は、実利用者数、または利用見込者数

### 第1期計画の実績に対する評価・課題

第1期計画では、見込みほどの伸びはありませんでした。事業所にアンケートを実施し、運営方法等の確認を行なった。今後の課題としては、市内に事業所を確保することです。

### サービス確保策

今後も下記の事業所での児童デイサービスの実施に必要な働きかけを行います。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向
市外事業所	継続

## (6) 短期入所（ショートステイ）

短期入所は宿泊を伴って障害者を預かる制度で、現在、ゆたか苑、ファイン等で実施されています。

### 見込み量

利用延べ日数及び実利用者数

(単位：人日分/月、人)

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画			備考
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
短期入所	90	97	28	30	33	36	8%増
	39	55	20	5	6	7	

※下段は、実利用者数、または利用見込者数

### 第1期計画の実績に対する評価・課題

平成18年度と平成19年度は見込みどおりの伸びを示しましたが、平成20年度には、市内の事業所での実績が大幅に減ったため見込みを大きく下回る結果

となりました。

### サービス確保策

今後も下記の事業所での短期入所の実施に必要な働きかけを行ないます。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向
ゆたか苑（市内）	継続
ファイン（市内）	継続
市外事業所	継続

## （7）療養介護

療養介護は、重度の障害をもって医療的ケアの必要な障害者が、医療も含めた介護を受けることです。

事業所は鈴鹿病院（三重県）です。

### 見込み量

利用延べ人数

（単位：人分/月）

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
療養介護	4	4	4	3	3	3

### 第1期計画の実績に対する評価・課題

平成20年度中にひとり亡くなる。

### サービス確保策

今後も下記の事業所での療養介護の実施に必要な働きかけを行ないます。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向
鈴鹿病院（三重県）	継続

## (8) 生活介護

生活介護は重度の障害者が、日中、施設において生活の支援や身体介護を受けることです。

事業所はゆたか苑（市内）等です。

### 見込み量

利用延べ日数及び実利用者数

(単位：人日分/月、人)

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
生活介護	129	162	186	528	550	2,104
	14	16	16	24	25	100

※下段は、実利用者数、または利用見込者数

### 第1期計画の実績に対する評価・課題

見込みほど新体系への移行が進みませんでした。

### サービス確保策

今後は、下記の事業所等で、新体系への移行を進めるとともに、事業の実施に必要な働きかけを行います。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向	備考
ゆたか苑（市内）	新体系へ移行済	
止揚学園（滋賀県東近江市）	〃	
みずなみ荘（岐阜県多治見市）	〃	
メイツ（市内）	継続	新体系へ移行
光の家（豊田市）	〃	〃
小原寮（豊田市）	〃	〃
ペガサス（刈谷市）	〃	〃

## (9) 施設入所支援

施設入所は重度の障害者が施設に入所して夜間の介護等の支援を受けます。生活介護利用者のうち障害程度区分4以上の人（50歳以上は区分3以上）、または、自立訓練や就労移行支援の利用者のうち地域の状況等により通所することが困難である人も対象となります。平成23年度までに順次新法での施設入所支援に移行します。

事業所はゆたか苑（市内）、小原寮（豊田市）、ペガサス（刈谷市）等です。

### 見込み量

実利用者数

（単位：人分/月）

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
新法施設入所支援	0	2	3	10	11	41
旧法施設入所	42	40	39	29	28	0

### 第1期計画の実績に対する評価・課題

ほぼ見込みどおり新体系移行が進みました。

### サービス確保策

今後は入所者の地域移行を進めるとともに、施設の新体系への移行を進めながら、入所支援に必要な働きかけを行います。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向	備考
止揚学園（滋賀県東近江市）	新体系へ移行済	
みずなみ荘（岐阜県多治見市）	〃	
ゆたか苑（市内）	継続	新体系へ移行
まゆ（瀬戸市）	〃	〃
光の家（豊田市）	〃	〃
小原寮（豊田市）	〃	〃
光の家（豊田市）	〃	〃
ペガサス（刈谷市）	〃	〃
ペガサスⅡ（刈谷市）	〃	〃
藤花荘（岡崎市）	〃	〃
額田の村（岡崎市）	〃	〃
藤川寮（岡崎市）	〃	〃
希全センター（豊川市）	〃	〃
半田更生園（半田市）	〃	〃
グループハウスなぐら（設楽町）	〃	〃
パスピ・98（阿久比町）	〃	〃
くわのみ（三重県桑名市）	〃	〃
聖母の家（三重県四日市市）	〃	〃
ひまわりの丘第四学園（岐阜県関市）	〃	〃

## (10) 共同生活介護（ケアホーム）

共同生活介護（ケアホーム）は、障害程度区分2以上の人が支援を受けながら数人で生活をすることです。

事業所はみさき館（市内）等です。

### 見込み量

実利用者数

（単位：人分/月）

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
共同生活介護	7	6	6	7	7	13

### 第1期計画の実績に対する評価・課題

平成20年度中に市内のケアホームが移転となり、この時移転する地域での説明に苦慮した。障害者に対する理解の促進は大きな課題である。

### サービス確保策

今後も下記の事業所等での共同生活介護の実施に必要な働きかけを行なうとともに、既存の入所施設等で新たに設置される共同生活介護施設の利用を働きかけます。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向
みさき館（市内）	継続
なごむ・つどう（市内）	〃
ニコニコホーム（緑区）	〃
ZZZ（東浦町）	〃
豊明福祉会（市内）	新規
パスピ・98	〃

## 2 訓練等給付

訓練等給付は、障害者が自立して地域での生活をすることや、職業生活をおくるための支援をする給付です。

市内で就労支援を行なう事業所を充実するとともに、就職先である職域開拓を推進します。

### (1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（旧更生施設等）

#### 内容

自立訓練は障害者が自立のための機能訓練や生活訓練を受けることです。

#### 見込み量

利用延べ日数及び実利用者数 (単位：人日分/月、人)

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
自立訓練 (機能訓練)	0	0	3	5	5	5
	0	0	2	2	2	2

※下段は、実利用者数、または利用見込者数

利用延べ日数及び実利用者数 (単位：人日分/月、人)

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
自立訓練 (生活訓練)	0	0	0	0	0	44
	0	0	0	0	0	2

※下段は、実利用者数、または利用見込者数

#### 第1期計画の実績に対する評価・課題

市外の新体系移行済み施設での機能訓練が利用されました。

#### サービス確保策

今後下記の事業所等での実施に必要な働きかけを行います。

#### 主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向	備考
名古屋市総合リハビリテーションセンター	新体系へ移行済	機能訓練
援護寮豊明	新体系へ移行	生活訓練

## (2) 就労移行支援（旧授産施設等）

就労移行支援は、障害者が一般の企業に就職し、働き続けることができるように、訓練や支援を行なうことです。

### 見込み量

利用延べ日数及び実利用者数

(単位：人日分/月、人)

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労移行支援	41	40	59	60	60	100
	2	2	3	3	3	5

※下段は、実利用者数、または利用見込者数

### 第1期計画の実績に対する評価・課題

市外の新体系移行済み施設での利用が見込みより多くありました。

#### サービス確保策

今後も下記の事業所等での実施に必要な働きかけを行います。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向
るっく（南区）	新体系へ移行済
C. O. College（東区）	〃
ハーミット（市内）	新体系へ移行

### (3) 就労継続支援（A型・B型）（旧授産施設・作業所）

就労継続支援は、障害者が一般就労するのではなく、施設内で就労することを支援する制度です。A型は一般の労働者と同様に、施設に雇用されて就労を続けます。B型は施設で支援を受けながら就労を続けます。

#### 見込み量

利用延べ日数及び実利用者数

(単位：人日分/月、人)

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労継続支援 (A型)	0	19	20	40	40	40
	0	1	2	2	2	2

※下段は、実利用者数、または利用見込者数

利用延べ日数及び実利用者数

(単位：人日分/月、人)

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労継続支援 (B型)	0	25	105	268	268	850
	0	2	11	15	15	44

※下段は、実利用者数、または利用見込者数

#### 第1期計画の実績に対する評価・課題

市外の新体系移行済み施設での利用がほぼ見込みどおりありました。

#### サービス確保策

今後も下記の事業所等での実施に必要な働きかけを行ないます。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向
港ワークキャンパス（港区）	新体系へ移行済
シナリオ・アストモニィ（中川区）	〃
おてつだい（岡崎市）	〃
アーム（豊田市）	〃
ゆったり工房（日進市）	〃
メイツ（市内）	新体系への移行
ハーミット（市内）	〃
なるみ作業所（緑区）	〃
ラエール（中村区）	〃
けやき作業所（知立市）	〃

#### (4) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、支援を受けながら、障害者が数人で生活をするものです。地域において共同生活を営むのに支障のない障害のある人が利用します。

事業所は、なごむ、つどう（市内）等です。

#### 見込み量

実利用者数

（単位：人分/月）

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
共同生活援助	2	2	2	2	2	3

#### 第1期計画の実績に対する評価・課題

見込みどおりの利用がありました。

#### サービス確保策

今後も下記の事業所等での共同生活援助の実施に必要な働きかけを行ないます。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向
なごむ、つどう（市内）	継続

### 3 その他

#### (1) 相談支援(サービス利用計画作成支援)

自立支援サービス利用に関して支援を必要とする人の、サービス利用計画を作成します。

平成 18 年 10 月より指定相談事業所等でサービス利用計画を作成することとなりました。

#### 見込み量

サービス利用計画作成の対象者数を見込んでいます。対象者は新規の退院・退所者、複数のサービスを利用する方です。

実利用者数

(単位:人/年)

	第 1 期計画 (20 年度については実績見込)			第 2 期計画		
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
サービス利用計画作成費	0	0	0	2	3	4

#### 第 1 期計画の実績に対する評価・課題

サービス利用計画作成を行なった人はありませんでした。



## 第4章 地域生活支援事業

### 1 相談支援

相談支援については、専門性のある各事業所に委託して実施するとともに、総合窓口を豊明市社会福祉協議会に設けます。

権利擁護については、豊明市社会福祉協議会において、支援を行いません。

豊明市社会福祉協議会、豊明市知的障害者地域生活支援センター、精神障害者地域活動支援センター（2箇所）に委託、及び市役所社会福祉課窓口にて相談を実施しています。

#### 見込み量

実施箇所数

(単位:箇所数)

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
障害者相談支援事業	5	5	5	5	5	5

実施の有無

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地域自立支援協議会	無	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	無	無	無	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	無	無	無	無	無	無

#### 第1期計画の実績に対する評価・課題

相談支援事業所及び地域自立支援協議会は見込みどおり設置されました。

#### サービス確保策

○専門性のある窓口として、豊明市社会福祉協議会及び豊明福祉会に委託して実施します。

○精神障害者については、市役所社会福祉課での相談支援に加えて、地域活動支援センター「柏葉」(東郷町)及び「エポレ」(豊田市)に近隣市町村と共同で委託して実施します。

- 住宅入居支援事業や成年後見制度利用支援事業については、今後の事業への要望等を考慮して検討していきます。
  
- 平成20年度までは地域自立支援協議会を相談支援事業所の担当者と構成して困難ケースの対応にあたっていました。平成21年度からは、事業所の経営者等を含んだ体制に強化し、障害者の一般就労や虐待防止等も含めて、今後の市の障害福祉施策の中心となる協議会として位置づけます。

## 2 コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）

コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）については、現在の派遣水準を維持するとともに、より利用しやすい手続きについて検討します。

手話通訳は、知多地区聴覚障害者支援センター（半田市）に委託して派遣を実施しています。要約筆記は、愛知県身体障害者福祉団体連合会（熱田区）に委託して派遣を実施しています。

### 見込み量

実利用者数

（単位：人/年）

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
手話通訳	1	0	2	4	4	5
要約筆記	0	0	0	3	4	4
手話通訳者設置	—	—	—	—	—	—
合計	1	0	2	7	8	9

※—印は未実施

### 第1期計画の実績に対する評価・課題

第1期計画では、見込みほどの利用はありませんでした。特に要約筆記については、まったく利用がありませんでした。また、手話奉仕員要請講座の入門編及び基礎編も実施しました。今後も隔年で実施していく予定です。手話通訳者の設置については、今後の要望等を考慮して検討していきます。

### サービス確保策

今後も下記の事業所等に委託して事業を実施します。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向
知多地区聴覚障害者支援センター（半田市）	継続
愛知県身体障害者福祉団体連合会（熱田区）	継続



### 3 日常生活用具の給付等

日常生活用具の給付については、今後も給付水準を維持するとともに、品目の選定等について充実していきます。

社会福祉課において下記のように給付を行なっています。

#### 見込み量

(単位:件/年)

用具名	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護・訓練支援用具	3	5	1	2	4	1
自立生活支援用具	9	7	6	7	6	7
在宅療養等支援用具	17	9	3	6	8	9
情報・意思疎通支援用具	8	11	4	6	8	7
排泄管理支援用具	128	377	418	438	460	483
居宅生活動作補助用具	1	2	1	2	3	4
合計	166	411	432	461	489	511

#### 第1期計画の実績に対する評価・課題

第1期計画では、排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ）を中心に見込みを大幅に上回る利用がありました。

#### サービス確保策

今後も市内外の事業所と委託契約をし、利用者にとって利用しやすい給付（品目の拡大等）を行ないます。

## 4 移動支援

平成 18 年 10 月からこれまでの居宅介護の内、外出介護について、移動支援事業として障害者・児の移動等を支援する事業を開始しています。

### 見込み量

(単位:時間/月、人)

	第 1 期計画実績 (20 年度については実績見込)			第 2 期計画			備考
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
利用時間数	338	321	430	455	500	550	10%増
実利用者数	35	42	76	79	86	94	

### 第 1 期計画の実績に対する評価・課題

第 1 期計画では、見込みを上回る利用があり、この事業を利用して障害者の外出等が増えたことがうかがわれます。今後も障害者の移動支援をとおして、障害に対する理解の促進を進めていきたい。

### サービス確保策

今後も下記の事業所等での実施に必要な働きかけを行ないます。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向
豊明市社会福祉協議会 (市内)	継続
ファイン (市内)	//
ニチイ学館 (市内)	//
市外事業所	//



## 5 地域活動支援センター（旧知的障害デイサービス等）

平成 18 年 10 月から障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供を行う地域活動支援センター事業を開始しています。

### 見込み量

市内事業所

(単位:人日分/月、人)

	第 1 期計画実績 (20 年度については実績見込)			第 2 期計画		
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
利用日数	0	0	29	30	40	40
実利用者数	0	0	5	5	6	6
実施見込み箇所数				1	1	1

市外事業所

(単位:人日分/月、人)

	第 1 期計画実績 (20 年度については実績見込)			第 2 期計画		
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
利用日数	38	37	40	50	50	50
実利用者数	2	2	3	4	4	4
実施見込み箇所数				3	3	3

### 第 1 期計画の実績に対する評価・課題

第 1 期計画では、見込みほど利用がありませんでした。平成 20 年度には、市内の事業所と契約し事業を実施しています。

### サービス確保策

今後も下記の事業所等での実施に必要な働きかけを行ないます。

主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向
むぎの花（市内）	継続
市外事業者	〃

## 6 日中一時支援 (旧タイムケアサービス・日中ショートステイ等)

平成 18 年 10 月から日中、障害者・児を預かり、生活を支援する日中一時支援事業を開始しています。

### 見込み量

(単位:回分/月、人)

	第 1 期計画実績 (20 年度については実績見込)			第 2 期計画			備考
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
利用回数	117	173	300	323	355	390	10%増
実利用者数	57	62	69	75	82	90	

### 第 1 期計画の実績に対する評価・課題

第 1 期計画では、見込みを上回る利用があり、この事業の必要性の高さがうかがわれた。今後の課題としては、平日に終日お預りできる施設を市内に確保することです。

### サービス確保策

今後も下記の事業所等での実施に必要な働きかけを行います。

#### 主な事業所の今後の方向

事業所名	今後の方向
ファイン (市内)	継続
市外事業者	//

## 7 その他

### (1) 訪問入浴サービス

重度身体障害児・者の家庭へ移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行う制度です。

見込み量

(単位:回分/月、人)

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用日数	19	42	45	56	56	64
実利用者数	5	6	7	7	7	8

#### 第1期計画の実績に対する評価・課題

第1期計画では、ほぼ見込みどおりの利用がありました。

#### サービス確保策

今後も事業の実施に必要な働きかけを行います。

### (2) 自動車改造費の補助

上肢・下肢・体幹機能障害のある人が就労等のため、自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造に要する経費(限度額 100,000円)を補助します。

見込み量

(単位:件/年)

	第1期計画実績 (20年度については実績見込)			第2期計画		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用件数	3	1	0	3	4	5

#### 第1期計画の実績に対する評価・課題

第1期計画では、やや見込みを下回る利用でした。

#### サービス確保策

今後も事業の実施に必要な働きかけを行います。

## 第5章 平成23年度における目標値

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

グループホーム、ケアホーム及び介護給付を整備しながら、施設入所者の地域生活への移行を進めます。

移行人数の目標は下記の通りです。

福祉施設入所者の地域生活への移行人数

(単位:人)

項目	数 値			備 考
	身体障害者施設	知的障害者施設	合 計	
現時点の施設入所者数 (A)	17	28	45	平成17年10月1日の数
平成23年度末の施設入所者数 (B)	15	26	41	平成23年度末時点の利用人員
削減見込 (A-B)	2 (11.76%)	2 (7.14%)	4 (8.89%)	差引減少見込数
地域生活移行者	2	4	6	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する人数

(単位:人)

項目	身体障害者施設	知的障害者施設	施設入所支援	合計
H20.4.1 現在施設入所者数 (C)	13	25	3	41
H20.4.1 現在削減値 (A-C)	4	3	-3	4
19年度までの地域生活移行者数	0	0	0	0

## (2) 退院可能精神障害者の地域生活への移行

グループホーム、ケアホーム及び介護給付を整備しながら、入院者の地域生活への移行を進めます。

移行人数の目標は下記の通りです。

18年6月現在退院可能精神障害者（4名）の内、地域生活への移行人数（単位：人）

	18～23年度の合計人数
精神障害者	4

(単位：人)

19年度までの減少数	0
------------	---

## 3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

授産施設における就労支援や、市内の企業の職域開発を行ないながら、福祉施設利用者の一般就労への移行を進めます。

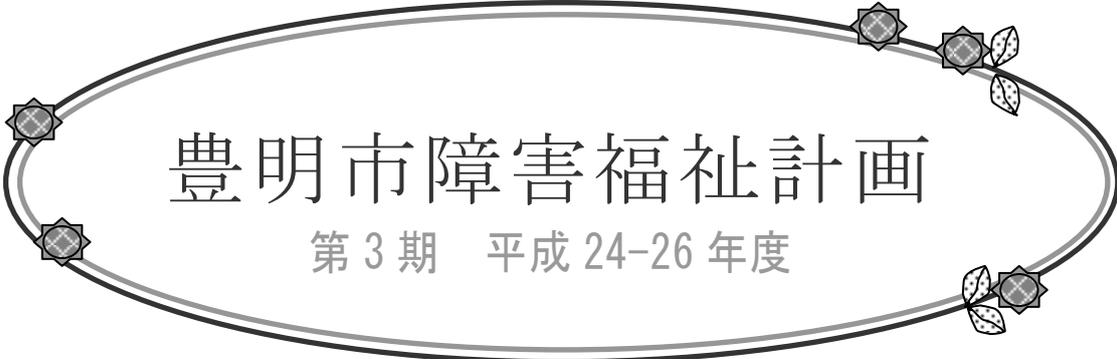
平成23年度の移行人数の目標は下記の通りです。

福祉施設利用者の一般就労への移行人数 (単位：人)

	平成23年度 (1年間の就労移行人数)	備 考
身体障害者	0	平成23年度に一般就労する予定者無
知的障害者	4	授産施設利用者の一般就労
精神障害者	2	授産施設利用者の一般就労
合計	6	平成17年度の移行者数(3名)の2倍

(単位：人)

18年度の年間一般就労移行者数	2
19年度の年間一般就労移行者数	2



# 豊明市障害福祉計画

第3期 平成24-26年度

(資料編) 事業所・団体ヒアリング

平成24年3月

豊明市

対象事業所・団体名	豊明社会福祉協議会 ホームヘルプ事業所
(事業所種別)	(居宅介護事業・地域生活支援事業 移動支援事業)
ヒアリング日程	平成23年6月30日
ヒアリング出席者	樋口次長、狩野サービス提供責任者
<p>〔現 状〕 障がい種別にかかわらず、豊明市民のみ対応。土日対応は行っていない。行動援護・重度訪問介護は行っていない。スタッフの充実に努めている。</p> <p>〔今後の動向〕 行動援護・同行援護の対応をすすめる。マンパワーの強化により、様々な対応に応じられるようにしていく。</p> <p>〔課 題〕 痰吸引・夜間土日対応・自動車有償運送・男性独居ケースといった多様なサービスニーズに対応するための体制づくりとヘルパーの支援スキルの向上。</p> <p>〔地域の課題〕 地域の障害理解の不足しており、幅広い世代への啓発が必要。就労や社会参加を希望するものの、一步を踏み出せずにいるケースが多い。就労支援策の強化が必要。困難な生活状況のケース多く、相談支援体制の強化が必要。</p>	

対象事業所・団体名	豊明福祉会 メイツ
(事業所種別)	(旧法施設支援 知的障害者通所授産施設)
ヒアリング日程	平成23年8月22日
ヒアリング出席者	山田所長、田中主任
<p>〔現 状〕 堆肥センター「エコポ」と軽作業室より成る。42名定員であるが、利用希望が多く、定員枠の上限(定員の150%)である63名近くまで受け入れることもあった。</p> <p>〔今後の動向〕 平成24年4月に生活介護事業・就労継続支援B型事業の多機能事業所に体系移行し、現在の定員42名→55名へ増員の予定。平成23年度中にクッキー製造と販売のための整備を行い、利用者の工賃向上を目指す。</p> <p>〔課 題〕 障がい種別・障がいの重さに関わらず、利用希望が多い。また、多様な地域からの利用希望もあり。そのため、専門的支援のための専門スタッフの充実、通所継続のための交通支援策が課題。定員の限界もあり、利用希望者をどこまで受けられるかも課題。</p> <p>〔地域の課題〕 家族の高齢化などにより、緊急事態となる家庭が増加してきている。ケアホーム・グループホームをはじめとした、親亡き後の障がい者の“生活するための総合的な環境整備”が急務。</p>	

対象事業所・団体名 (事業所種別)	豊明福祉会 フレンズ (生活介護事業)
ヒアリング日程	平成23年8月18日
ヒアリング出席者	長谷川次長
<p>〔現 状〕平成23年4月に体系移行し、利用定員を19名→20名に増員。平成22年度末には別棟を建設整備した。現在、重度知的障がい者を中心に17名在籍。通常13名程が通所。</p> <p>看護師スタッフが入り、支援充実してきた。</p> <p>〔今後の動向〕重度障がい者がほとんどのため、個別支援が中心。さらなる定員増加は困難。</p> <p>〔課 題〕在宅重度障がい者の日中の通所施設が地域に乏しく、受け皿としてどこまで対応できるかという問題がある。</p> <p>〔地域の課題〕本人の自力通所困難で家族が高齢化してきている家庭が増加。通所継続のための交通支援策が必要。</p>	

対象事業所・団体名 (事業所種別)	豊明福祉会 みさき館・井ノ花ホーム (ケアホーム)
ヒアリング日程	平成23年7月15日
ヒアリング出席者	山田所長、大谷次長、岩瀬支援員
<p>〔現 状〕平成22年1月に井ノ花ホーム開設。知的障がい成人男性が、みさき館4名(うち1名は市外)と井ノ花ホーム7名で生活しながら、日中は市内通所施設に通っている。現在、井ノ花ホームは週末帰宅の5泊6日体制。空き室2室でケアホーム体験事業も独自に実施。</p> <p>〔今後の動向〕定員に達しており、新たな受け入れは困難。今後の開設は未定。</p> <p>〔課 題〕行動障がいの重い方や女性障がい者も含め、多くの要望があるものの、運営スタッフの確保や施設・土地確保といった問題により対応困難な状況。親の高齢化に備えた対応が必要。</p> <p>〔地域の課題〕グループホーム・ケアホームなどの居住の場の計画的整備が必要。家族の緊急時対応策としてのショートステイの整備も必要。</p>	

対象事業所・団体名 (事業所種別)	豊明福祉会 ファインホームヘルプ事業所 (居宅介護事業・地域生活支援事業 移動支援事業)
ヒアリング日程	平成23年7月15日
ヒアリング出席者	山田所長、大谷次長、佐藤主任
<p>〔現 状〕 障がい種別に関わらず居宅介護・行動援護・重度訪問介護・移動支援を実施。知的障がい者児の利用が多く、移動支援が7割、居宅介護が3割を占める。早朝・夕方のサービス提供が多い傾向。</p> <p>〔今後の動向〕 同行援護・痰吸引対応の実施は検討中。日中時間帯のサービス提供体制の充実を図る。</p> <p>〔課 題〕 安定したマンパワーの確保と人材の養成が課題。</p> <p>〔地域の課題〕 親亡き後の障がい者の生活に不安を感じている親の多さ。全体的にサービス提供体制が不足しており、サービスを受けている人もニーズが満たされていない状況。バリアフリー・交通機関の未整備。</p>	

対象事業所・団体名 (事業所種別)	豊明福祉会 ファイン日中一時支援事業所 (地域生活支援事業 日中一時支援事業)
ヒアリング日程	平成23年8月18日
ヒアリング出席者	守谷主任
<p>〔現 状〕 知的障がいを中心に成人・児童（就学以降）の日中一時支援事業を実施。年々、児童の利用が増加。成人は長時間の預かりサービスとして、児童は親子相互の余暇・休息支援や児童の社会経験を増やす場として利用されている。</p> <p>〔今後の動向〕 平成23年10月に児童の日中一時支援事業を廃止し、児童デイサービス事業Ⅱ型として事業移行。療育的支援の充実を目指す。</p> <p>〔課 題〕 成人の緊急時利用などへの対応。また、利用者のニーズとして、市内別拠点での運営希望もある。</p> <p>〔地域の課題〕 障がい者児家庭の緊急事態への対応策の不足。24時間体制の支援体制整備や障がい者児を一時的に受け入れる施設が必要。</p>	

対象事業所・団体名 (事業所種別)	豊明福祉会 ファイン相談支援事業所 (相談支援事業)
ヒアリング日程	平成23年7月15日
ヒアリング出席者	山田所長、大谷次長
<p>〔現 状〕平成22年8月、社会福祉課・豊明市社会福祉協議会とともに豊明市障がい者相談支援センター「フィット」へ。それにより知的障がい中心の相談支援から幅広い相談支援に対応するようになった。福祉実践教室による啓発活動や余暇活動支援も実施。</p> <p>〔課 題〕多様な相談支援に対応するためのスキルの向上と関係機関との連携体制整備。法改正により必要となった計画相談支援への取り組み体制の整備。</p> <p>〔地域の課題〕親亡き後に備えたケアホーム・グループホームの不足。生活・障がいの状況にあわせた柔軟な移動支援事業の不足。重度身体障がい者への在宅支援策の不足。法改正により必要となった計画相談支援に対応するための市内相談支援事業所の不足。</p>	

対象事業所・団体名 (事業所種別)	豊明福祉会 あびっと (地域生活支援事業 地域活動支援センター)
ヒアリング日程	平成23年8月18日
ヒアリング出席者	山田所長、鈴木主任
<p>〔現 状〕平成23年1月に定員20名で開所。市役所職員食堂「スマイル」の営業と各種業務の請負や企業内での就労訓練を行う「こらぼれ」より成っており、就労・就業に関する支援を中心に行っている。障がい種別に関わらず受け入れており、利用者は13名程度。うち5名が一般就労を希望。</p> <p>〔今後の動向〕平成24年4月に就労移行支援事業所に体系移行の予定。さらなる就労・就業支援サービスの整備・拡充を図る予定。</p> <p>〔課 題〕今後、精神障がい者の利用が増えると予測されるため、対応スキルの向上が必要。また、就労支援スキルの向上や就労実習先の企業の確保も課題。</p> <p>〔地域の課題〕障がい者が地域で働き、暮らしていくために必要な支援体制の整備。特に、自立支援協議会による課題解決の検討活性化、相談支援体制の充実化、関係機関の連携強化、地域の障がい理解が必要。</p>	

対象事業所・団体名	福田会 ゆたか苑
(事業所種別)	(施設入所支援)
ヒアリング日程	平成23年7月21日
ヒアリング出席者	佐々木苑長、平野支援員
<p>〔現 状〕平成23年4月に体系移行。身体障がい者を中心に対応。近年、脳性麻痺の障がい者が増加しており、3分の1を占める。入所待機者60件程。</p> <p>〔今後の動向〕自立生活体験プランなども活用し、障がいが軽い入所者に自立を働きかけていく。</p> <p>〔課 題〕身体障がい者は成年後見制度の対象とならないこともあり、家族の高齢化に伴う身元保証が問題。経管栄養・痰吸引といった医療行為が必要な重度心身障がい者などへの対応。高次脳機能障害など多様な障がいへの対応。</p> <p>〔地域の課題〕在宅重度心身障がい者などへの対応策の不足。</p>	

対象事業所・団体名	福田会 ゆたか苑
(事業所種別)	(生活介護事業)
ヒアリング日程	平成23年7月21日
ヒアリング出席者	佐々木苑長、平野支援員
<p>〔現 状〕85名定員で通所部門と入所部門とに分かれて実施。現在、通所部門は22名登録。1日の通所平均は10名程度。送迎利用は6～7名程度。</p> <p>〔今後の動向〕多様な障がいへの対応強化を図りつつ現状の体制を維持。</p> <p>〔課 題〕重度心身障がい者や重度身体障がい者の通所ニーズ高い。新規利用の受け入れ枠確保を考慮すると1人ずつの利用ニーズに応えられない状況。送迎についても同様。</p> <p>〔地域の課題〕重度身体障がい者が地域で暮らしていくために必要な支援体制の整備。特に、相談支援体制の充実化、関係機関の連携強化が必要。</p>	

対象事業所・団体名 (事業所種別)	福田会 ゆたか苑 (短期入所事業)
ヒアリング日程	平成23年7月21日
ヒアリング出席者	佐々木苑長、平野支援員
<p>〔現 状〕 現在7床設置。レスパイトの利用希望が多くなってきており、空きがほとんどない状況。個室の利用希望も多い。</p> <p>〔今後の動向〕 多様な障がいへの対応強化を図りつつ現状の体制を維持。</p> <p>〔課 題〕 重度心身障がい者や重度身体障がい者の利用ニーズがあるが、医療的支援を必要とする場合は受け入れ困難。レスパイトの利用希望が多くなってきており、緊急の利用ニーズに応えられない状況。</p> <p>〔地域の課題〕 在宅重度身体障がい者の緊急の利用ニーズに応えられない状況があるため、短期入所に関する空床確保策が必要。</p>	

対象事業所・団体名 (事業所種別)	医療法人 静心会 らくらく (旧法 福祉ホームB型事業)
ヒアリング日程	平成23年7月6日
ヒアリング出席者	山田管理部長、高山PSW
<p>〔現 状〕 定員20名。豊明市民は6名程度。精的障がい者を中心に80%程度の利用率。数年の利用により、生活能力を身につけたら家族の元か独居生活へ移る人が多い。退院促進がすすむにつれ、長期精神科入院のケースが減った。</p> <p>〔今後の動向〕 平成23年12月に定員20名のグループホーム・ケアホームとして事業移行。</p> <p>〔課 題〕 病状コントロールの悪いケースが長期間利用となる傾向がある。地域と連携した支援策が必要。</p> <p>〔地域の課題〕 精神障がい者の地域での自立した生活実現のための住居確保策・身元保証制度・生活に密着した支援・日中の居場所づくりが必要。</p>	

対象事業所・団体名 (事業所種別)	医療法人 静心会 ハーミット (旧法 精神障害者通所授産施設)
ヒアリング日程	平成 23 年 7 月 6 日
ヒアリング出席者	山田管理部長、森施設長
<p>〔現 状〕 20 名定員で、現在の登録者は 32 名。豊明市は 10 名程度。系列の精神科病院からだけでなく、他院からの紹介ケースも増加傾向。20～30 歳代の統合失調症の利用者が多い。毎年 5～6 名が一般就労移行している。</p> <p>〔今後の動向〕 平成 23 年 12 月に定員 20 名の就労継続支援 B 型事業に事業移行。発達障がい者・知的障がい者・高次脳機能障がい者の受け入れも検討していく。</p> <p>〔課 題〕 就労訓練メニューの不足。工賃向上の困難さ。通所継続できていることで満足し、一般就労への移行を躊躇する利用者も多い。</p> <p>〔地域の課題〕 一般就労移行後の就労定着支援のしくみが未確立。長期的に生活支援含め支援するしくみが必要。</p>	

対象事業所・団体名 (事業所種別)	医療法人 静心会 なごむ・つどう (グループホーム・ケアホーム)
ヒアリング日程	平成 23 年 7 月 6 日
ヒアリング出席者	山田管理部長、近藤 PSW
<p>〔現 状〕 定員 10 名。精的障がい者女性を中心の利用。数年の利用により、生活能力を身につけたら家族の元か独居生活へ移る人が多い。退院促進がすすむにつれ、長期精神科入院のケースが減った。</p> <p>〔今後の動向〕 現状を維持。</p> <p>〔課 題〕 開設当初は近隣地区からの反対があったが、現在は大きなトラブルは発生していない。病状コントロールの悪いケースが長期間利用となる傾向がある。地域と連携した支援策が必要。</p> <p>〔地域の課題〕 精神障がい者の地域での自立した生活実現のための住居確保策・身元保証制度・生活に密着した支援・日中の居場所づくりが必要。地域の障がい理解の不足もある。</p>	

対象事業所・団体名	玉光会 援護寮豊明
(事業所種別)	(旧法 援護寮)
ヒアリング日程	平成 23 年 7 月 14 日
ヒアリング出席者	平野支援員
<p>〔現 状〕 20 名定員で、現在 18 名利用。常に 80%程度の利用率。系列の精神科病院からだけでなく、他院からの紹介ケースも増加傾向。20～70 歳代、統合失調症の利用者が多い。退院促進がすすむにつれ、長期精神科入院のケースが減った。数年の利用により、生活能力を身につけたら独居生活へ移る人が多い。</p> <p>〔今後の動向〕 平成 24 年 4 月にグループホームに体系移行。現在の定員 20 名を維持。</p> <p>〔課 題〕 病状コントロールの悪いケースが長期間利用となる傾向がある。地域と連携した支援策が必要。</p> <p>〔地域の課題〕 精神障がい者の地域での自立した生活実現のための住居確保策・身元保証制度・生活に密着した支援・日中の居場所づくりが必要。就労支援策も必要。</p>	

対象事業所・団体名	NPO法人 地域とともに生きるめだかの会 むぎの花
(事業所種別)	(地域生活支援事業 地域活動支援センター)
ヒアリング日程	平成 23 年 7 月 28 日
ヒアリング出席者	佐野理事長、佐伯さん
<p>〔現 状〕 平成 20 年 4 月より地域活動支援センター開設。定員 10 名でパン製造と販売による就労訓練のほか、利用者の生活支援や家族の勉強会などを行なっている。</p> <p>〔今後の動向〕 平成 24 年 3 月に定員 20 名の就労継続支援 A 型事業所に体系移行。現在のパン工房拠点のほか、喫茶拠点も構え、さらなる就労・就業支援サービスの整備・拡充を図る予定。</p> <p>〔課 題〕 新たな就労訓練メニューの開拓。体系移行後、安定した運営を維持するための利用者の増加。</p> <p>〔地域の課題〕 障がい者が地域で働き、暮らしていくために必要な支援体制の整備。その中で NPO 法人の果たす役割の明確化するとともに、障がい福祉事業を営むための支援策を明確に。</p>	

対象事業所・団体名	ニチイ学館 ニチイケアセンター豊明
(事業所種別)	(居宅介護事業・地域生活支援事業 移動支援事業)
ヒアリング日程	平成23年7月27日
ヒアリング出席者	村山サービス提供責任者
<p>〔現 状〕 障がい種別にかかわらず、土日対応含め対応。重度訪問介護は指定を受けているが対応困難。行動援護は行っていない。</p> <p>〔今後の動向〕 行動援護・同行援護・痰吸引の対応は未定。マンパワーの強化により、様々な対応に応じられるようにしていく。</p> <p>〔課 題〕 多様なサービスニーズに対応するための体制づくりとヘルパーの支援スキルの向上。</p> <p>〔地域の課題〕 居宅介護事業所間の情報交換や勉強の機会の不足。多様な障がいケースへの対応をしていくために通所施設などとの連携も必要。</p>	

対象事業所・団体名	(有) サン 居宅介護事業所 幸せ
(事業所種別)	(居宅介護事業・地域生活支援事業 移動支援事業)
ヒアリング日程	平成23年7月22日
ヒアリング出席者	松橋管理者
<p>〔現 状〕 平成22年10月に開設。精神障がい者を中心に対応。身体障がい者や行動援護・重度訪問介護の対応は困難。</p> <p>〔今後の動向〕 行動援護の対応や他の障がいへの対応はしていく方向で検討。</p> <p>〔課 題〕 精神障がい者は公共交通機関での移動が困難な場合が多い。今後、運送許可をとり福祉有償運送を実施を検討する必要がある。</p> <p>〔地域の課題〕 困難な生活状況のケース多く、医療も含めた関係機関との連携強化が必要。</p>	

対象事業所・団体名	豊明市家族会
(事業所種別)	(精神障がい者の親の会)
ヒアリング日程	平成23年6月28日
ヒアリング出席者	早川会長 ※定例会(9名出席)にて
<p>〔現 状〕15名程度が会員所属。子である障がい者の年齢層は、20～40歳代のため会員の高齢化がすすんでいる。親同士の勉強会や交流会のほか、親子参加・他市町との交流イベントも開催。若い世代・ベテラン世代の相互の学びあいの機会となっている。</p> <p>〔課 題〕会員の高齢化。新規加入が少ない現状。親亡き後の障がい者の生活を思う不安。</p> <p>〔地域の課題〕精神障がい者の支援施設の不足。特に日中の活動の場となるサロンや訓練の場が不足。広く地域へこころのバリアフリーをすすめる啓発も必要。</p>	

対象事業所・団体名	豊明市手をつなぐ育成会
(事業所種別)	(知的障がい者児の親の会)
ヒアリング日程	平成23年9月2日
ヒアリング出席者	倉本会長 ※役員会(15名出席)にて
<p>〔現 状〕142名の障がい者児とその家族が会員所属。障がい者児の年齢層は、20～40歳代を中心に70歳代～小学生となっている。全体として高齢化してきている一方、近年、児童家庭の加入も増えている。障がい者児の充実した生活のためのレクリエーション・勉強会と親の交流を活動しており、若い世代・ベテラン世代の相互の学びあいの機会となっている。</p> <p>〔課 題〕若い世代の新規加入を増やしたい。</p> <p>〔地域の課題〕家庭の緊急時の預かりサービス(日中一時支援事業・短期入所)の不足。親亡き後に備えたケアホーム・グループホームの不足。生活・障がいの状況にあわせた柔軟な移動支援事業の不足。災害有事の体制整備への不安。地域の障がい理解の不足。</p>	

対象事業所・団体名 (事業所種別)	豊明市身体障害者福祉協議会 (身体障がい者当事者の会)
ヒアリング日程	平成23年9月
ヒアリング出席者	近藤会長 ※書類提出
<p>〔現 状〕 99名が会員所属。高齢化がすすんでおり、多いときの半分以下に減少している。社会見学や重度身体障がい者の自宅訪問などの活動。</p> <p>〔今後の動向〕 若い世代の新規加入を促がす活動も検討していく。</p> <p>〔課 題〕 会員の高齢化。新規加入が少ない現状。</p> <p>〔地域の課題〕 災害有事の体制整備への不安。障がい福祉分野と介護保険分野との連携強化も必要。</p>	

対象事業所・団体名 (事業所種別)	スマイルクラブ (重度心身障がい児の親の会)
ヒアリング日程	平成23年6月30日
ヒアリング出席者	佐藤代表 ※定例会(6家庭参加)にて
<p>〔現 状〕 どんぐり学園および港養護学校に通う重度心身障がい児6名と家族が、会員所属。定例会と施設見学・遠足などにより、親・兄弟の情報交換・交流をすすめている。親同士だけでなく、兄弟の学びあいの機会ともなっている。</p> <p>〔今後の動向〕 少しずつ参加を呼びかけていく。</p> <p>〔地域の課題〕 重度心身障がい児支援策（専門性の高い訪問系サービスや児童デイサービスなど）が不足。養護学校卒業後の通所先の不足。家庭の緊急時における障がい児支援策（預かりや親の代行サービス）の不足。公共性の高い施設におけるバリアフリー未整備。遠方にある養護学校への通学支援策の不足。</p>	

対象事業所・団体名	生活支援教室
(事業所種別)	(社会福祉課主催の精神障がい者教室)
ヒアリング日程	平成23年6月30日
ヒアリング出席者	教室参加者6名
<p>【地域の課題】精神障がい者の支援施設の不足。特に日中の活動の場となるサロンや訓練の場が不足しており、他市町の施設を利用している状況。気軽に行くことができ、語り合う場や就労支援を強化して推し進める対策が必要。また、広く地域へこころのバリアフリーをすすめる啓発も必要。</p>	

# 事業所・団体ヒアリング対象

## ① 施設

法人	サービス種別	事業所名
社会福祉法人 豊明市社会福祉協議会	居宅介護・移動支援	社協ホームヘルプ
社会福祉法人 豊明福社会	旧法 知的障害者通所授産	メイツ
	生活介護	フレンズ
	地域活動支援センター	あびっと
	ケアホーム	みさき館、井ノ花ホーム
	居宅介護・移動支援	ファインホームヘルプ
	日中一時支援	ファイン日中一時支援
	相談支援事業	ファイン相談支援
社会福祉法人 福田会	施設入所	ゆたか苑
	生活介護	ゆたか苑
	短期入所	ゆたか苑
医療法人 静心会	福祉ホームB型	らくらく
	精神障害者通所授産	ハーミット
	グループホーム・ケアホーム	なごむ、つどう
医療法人 玉光会	援護寮	援護寮豊明
NPO法人 地域とともに生きるめだかの会	地域活動支援センター	むぎの花
株式会社 ニチイ学館	居宅介護・移動支援	ニチイケアセンター豊明
有限会社 サン	居宅介護・移動支援	幸せ

## ② 団体

団体名	団体属性	障害属性
豊明家族会	精神障がい者家族会	精神障がい者の親
豊明市手をつなぐ育成会	知的障がい者家族会	知的障がい者の親
豊明市身体障害者福祉協議会	身体障がい者当時者会	身体障がい当事者
スマイルクラブ	重度心身障がい児親の会	重度心身障がい児の親
生活支援教室	社会福祉課主催の教室	精神障がい当事者

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

項目	施行日	内容
① 趣 旨	平成22年12月10日	●障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活を支援するための法改正であることを明記
② 障害者の範囲の見直し	平成22年12月10日	●発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
③ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成23年10月1日	●グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 ●重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
④ 利用者負担の見直し	平成24年4月1日	●利用者負担について、応能負担を原則に ●障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
⑤ 相談支援の充実	平成24年4月1日	●相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化） ●支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
⑥ 障害児支援の強化	平成24年4月1日	●児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行） ●放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 ●在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

その他	(1) 「その有する能力及び適正に応じ」の削除 (2) 児童デイサービスに係る利用年齢の特例 (3) 難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討	} 平成22年12月10日施行 } 平成24年4月1日施行
	(4) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化 (5) 事業者の業務管理体制の整備 (6) 精神科救急医療体制の整備等	

# 障害者自立支援法のサービス利用について

平成23年  
10月版



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL.03-3581-9511 FAX.03-3581-4666

全国社会福祉協議会

# 障害者自立支援法

## 障害者が地域で安心して暮らせる 社会の実現をめざします

### はじめに

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、充実が図られました。

しかし、次のような問題点が指摘されていました。

- ①身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

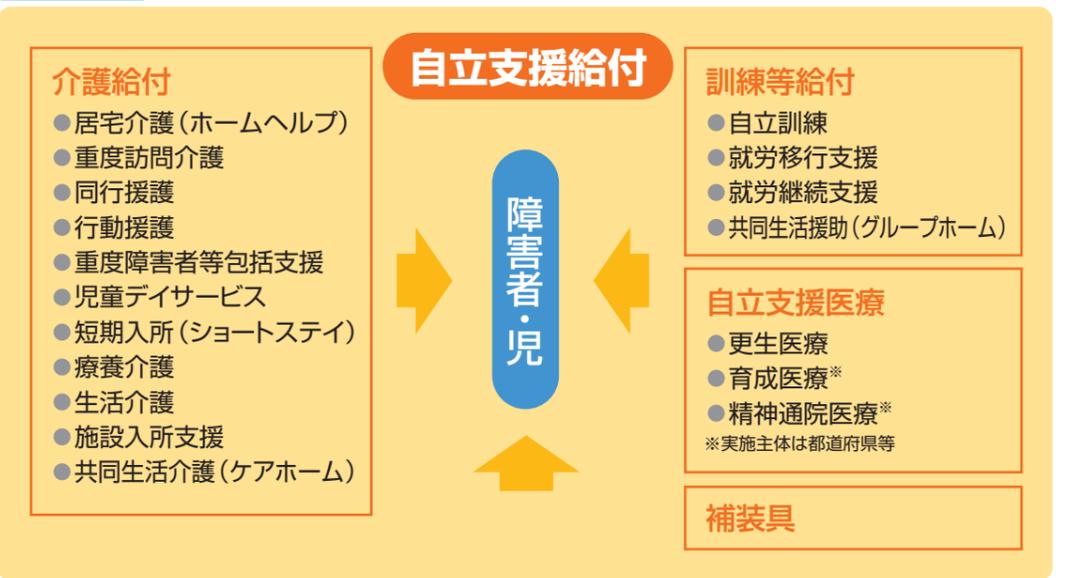
### 障害者 自立支援法の ポイント

- ①障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む))にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

障害のある人々の自立を支えます

障害者自立支援法による、  
総合的な自立支援システムの全体像は、  
自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています

### 市町村



### 地域生活支援事業

- 相談支援
- コミュニケーション支援
- 日常生活用具の給付又は貸与
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- その他の日常生活又は社会生活支援

支援

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

### 都道府県

# 福祉サービスの新体系

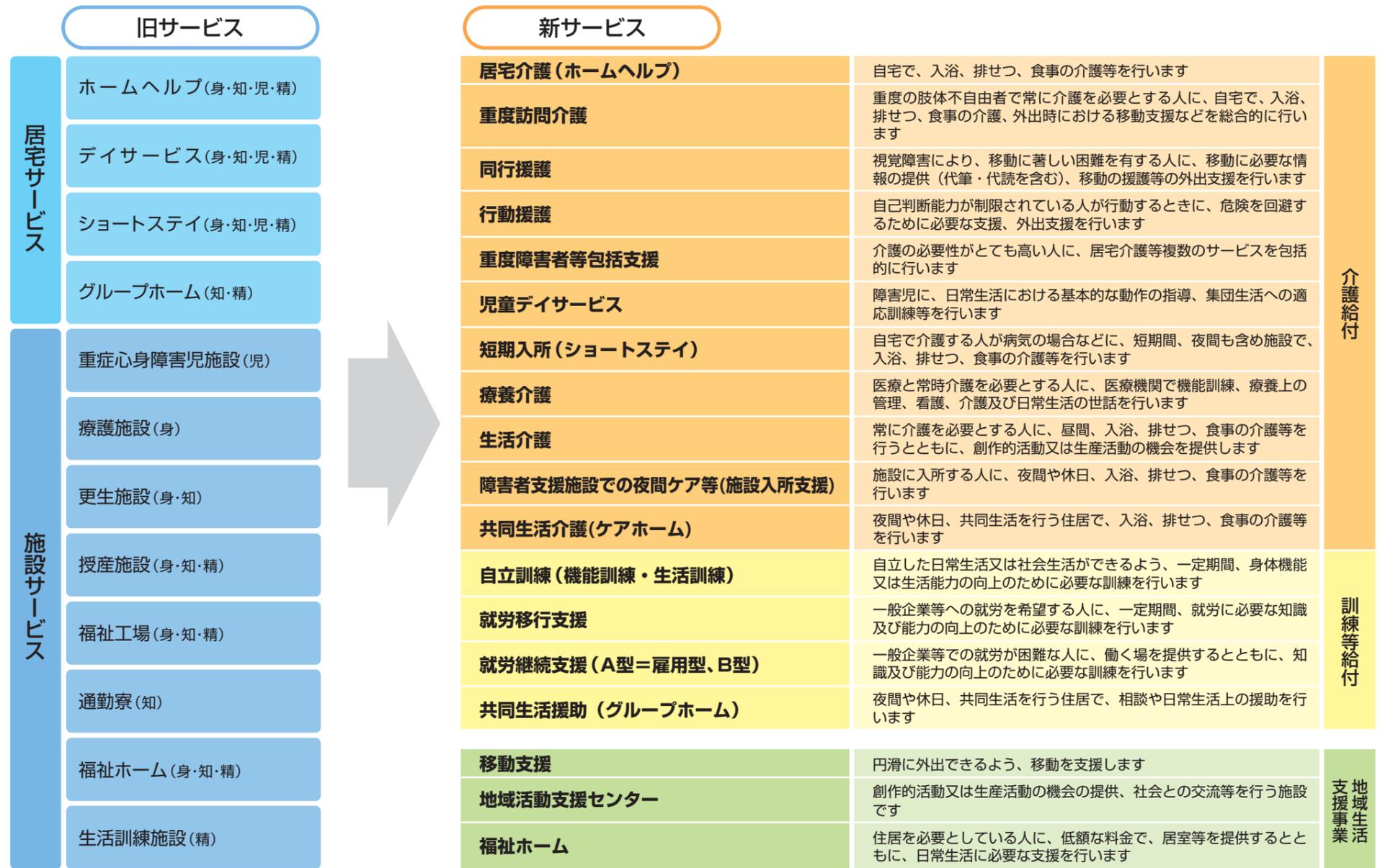
サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。



## 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系



(注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

## 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療護施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と施設入所支援を組み合わせて利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

### 見直し後

#### 日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護※

生活介護

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援(A型=雇用型、B型)

地域活動支援センター(地域生活支援事業)

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施



#### 住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

又は

居住支援  
(ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)

# 地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

## 市町村事業

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等

## 都道府県事業

事業名	内容
専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業 等 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。



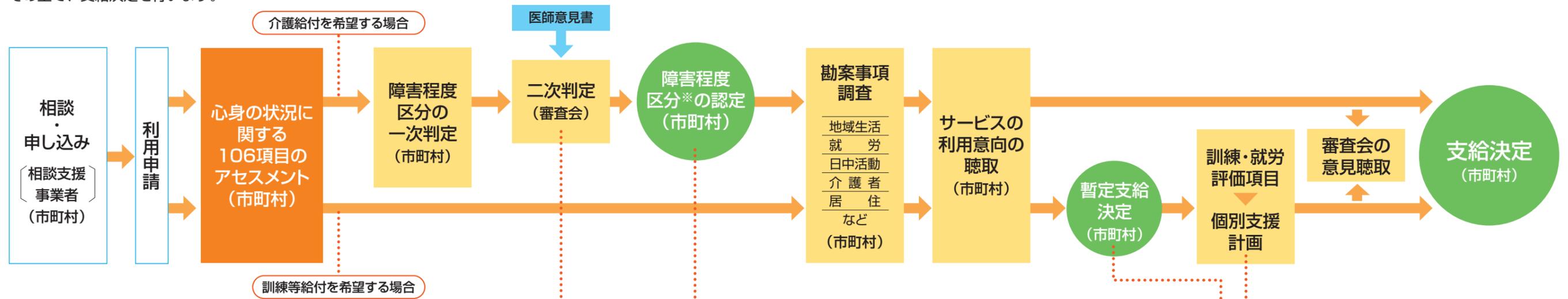
# 利用の手続き

## ■支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- 障害者の心身の状況（障害程度区分）
- 社会活動や介護者、居住等の状況
- サービスの利用意向
- 訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行います。



※同行援護の利用申請の場合は、別に同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関する106項目のアセスメント、障害程度区分の一次判定、二次判定（審査会）及び障害程度区分の認定は行わないものとします。

①審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます

②介護給付では区分1～6の認定が行われます

一定期間、サービスを利用し、  
①ご本人の利用意思の確認  
②サービスが適切かどうかを確認

確認ができれば、評価項目にそったお一人お一人の個別支援計画を作成し、その結果をふまえ本支給決定が行われます

### ※障害程度区分とは

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、介護保険の要介護認定調査項目（79項目）に、調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目（7項目）、多動やこだわりなど行動障害に関する項目（9項目）、話がまとまらないなど精神面に関する項目（11項目）の計27項目を加えた106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

# 利用者負担の仕組みと改善策

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

## ■利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム・ ケアホーム利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
定率負担	1 利用者負担の負担上限月額設定 (所得段階別)					
	3 高額障害福祉サービス費 (世帯での所得段階別負担上限)			事業主の負担による 就労継続支援A型 事業(雇用型)の 減免措置		2 医療型 個別減免 (医療、食事療養費と 合わせ上限額を 設定)
	8 生活保護への移行防止 (負担上限額を下げる)					
食費・光熱水費等	4 補足給付 (食費・光熱水費 負担を減免)		食費や居住費につ いては実費負担で すが、通所施設 (事業)を利用し た場合には、6の 軽減措置が受けら れます。		6 食費の 人件費支給に よる軽減措置	
	7 補足給付 (家賃負担を軽減)		5 補足給付 (食費・光熱水費 負担を軽減)			

# 障害者の利用者負担

## 1 月ごとの利用者負担には上限があります

●障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(注2)未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ ケアホーム利用者を除きます(注3)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。  
(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。  
(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障害児の利用者負担は14ページに記載してあります。

## 2 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

### 医療型個別減免

●医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

(20歳以上の入所者の場合)

●低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

【例】重症心身障害児施設利用者(平均事業費：福祉22.9万円、医療41.4万円)、障害基礎年金1級受給者(年金額82,508円)の場合

### 20歳以上施設入所者等の医療型個別減免



※1 その他生活費  
①次のいずれにも該当しない方…25,000円  
②障害基礎年金1級受給者、60～64歳の方、65歳以上で重症心身障害児施設入所者、療養介護を利用する方…28,000円  
③65歳以上の方…30,000円  
※2 計算上は、事業費(福祉)の1割とする。

### 3 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます

- 障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。
- 障害児が障害者自立支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます（償還払いの方法によります）。※世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

### 4 5 6 食費等実費負担についても、減免措置が講じられます

#### (20歳以上の入所者の場合)

- 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、58,000円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を58,000円として設定し、福祉サービス費の定率負担相当額と食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額については、を超える額の30%は収入として認定しません。

【例】入所施設利用者（障害基礎年金1級受給者（年金月額82,508円、事業費350,000円の場合））

手元に残る額		実費負担	
定率負担相当額 7,920円（※2）	その他生活費（※1） 28,000円	食費、光熱水費 46,587円	補足給付 11,413円
障害基礎年金収入（82,508円）+補足給付（11,413円）			

※1 障害基礎年金1級の者はその他生活費（25,000円）に3,000円加算して計算  
 ※2 (82,508円-66,667円) × 50%

#### (通所施設の場合)

- 通所施設等では、低所得、一般1（グループホーム・ケアホーム利用者（所得割16万円未満）を含む。）の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおおよそ3分の1の負担となります（月22日利用の場合、約5,100円程度）。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

### 7 グループホーム・ケアホームの利用者に家賃助成が講じられます

- グループホーム・ケアホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）の利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

家賃	補足給付額
1万円未満の場合	実費
1万円以上の場合	1万円

### 8 生活保護への移行防止策が講じられます

- こうした負担軽減策を講じて、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

## あなたの利用者負担はこうなります

### ■例示

#### 障害者支援施設（生活介護+施設入所支援）を利用している場合（20歳以上）

- 生活介護サービス費+施設入所支援サービス費 350,000円 ●利用される方の年齢 30歳

	生活保護	障害基礎年金2級受給者* (年金月額66,008円)(低所得)	障害基礎年金1級受給者* (年金月額82,508円)(低所得)	一般 (市町村民税課税世帯)
サービス利用料	0円	0円	0円	35,000円
食費等実費負担	58,000円	58,000円	58,000円	58,000円
補足給付後	0円	41,008円	46,587円	
合計負担額	0円	41,008円	46,587円	93,000円

※収入が障害基礎年金のみである場合

#### グループホームと通所事業を利用している場合

- グループホームのサービス費 60,000円 ●通所事業のサービス費 150,000円

	生活保護	障害基礎年金2級受給者* (年金月額66,008円)(低所得)	障害基礎年金1級受給者* (年金月額82,508円)(低所得)	一般 (市町村民税課税世帯)
サービス利用料	0円	0円	0円	21,000円

※収入が障害基礎年金のみである場合

#### 通所事業とホームヘルプを利用している場合 ※障害者の場合

- 通所事業のサービス費 130,000円 ●ホームヘルプのサービス費 150,000円

	生活保護	障害基礎年金2級受給者* (年金月額66,008円)(低所得)	障害基礎年金1級受給者* (年金月額82,508円)(低所得)	一般1	一般2
サービス利用料	0円	0円	0円	9,300円	28,000円
食費等実費負担	14,300円	14,300円	14,300円	14,300円	14,300円
軽減後	5,060円	5,060円	5,060円	5,060円	
合計負担額	5,060円	5,060円	5,060円	14,360円	42,300円

※収入が障害基礎年金のみである場合

# 障害児(※)の利用者負担

※20歳未満の入所施設利用者を含む。

障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）は、措置から契約方式に変わりました。

障害児の保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、これまで同様、現在入所している方のうち障害の程度が重度である場合は、満18歳に達した後の延長利用を可能とするとともに、重症心身障害児施設においては、満18歳を超えていても、新たな施設利用を可能としています。



## 1 月ごとの利用者負担には上限があります

- 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円(※)未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障害者の利用者負担は11ページに記載してあります。

## 2 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

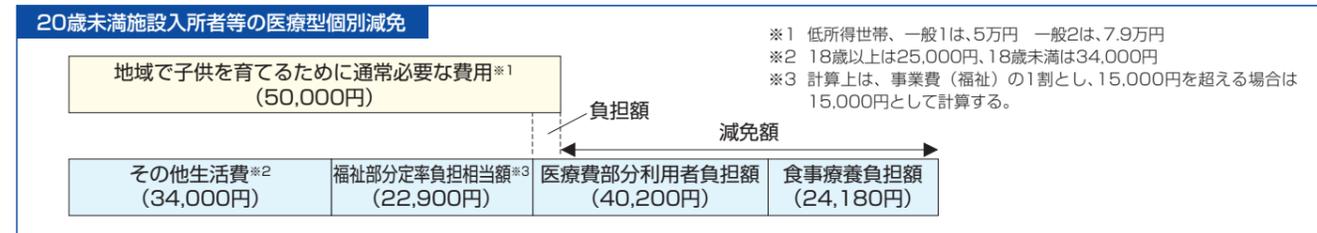
### 医療型個別減免

- 医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

(20歳未満の入所者の場合)

- 地域で子供を養育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。※所得要件はありません。

【例】重症心身障害児施設利用者(平均事業費:福祉22.9万円、医療41.4万円)、一般1の場合

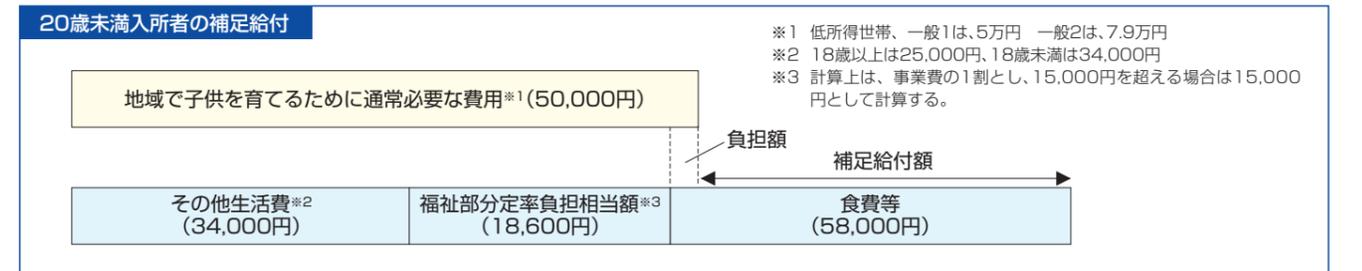


## 5 福祉型入所施設を利用する場合、食費の減免があります

(20歳未満の入所者の場合)

- 地域で子供を養育する費用(低所得世帯、一般1は5万円、一般2は7.9万円)と同様の負担となるように補足給付が行われます。※所得要件はありません。

【例】知的障害児施設利用者(平均事業費:18.6万円)、一般1の場合



## 6 通所施設を利用する場合、食費の減免があります

- 障害児の通所施設については、低所得世帯と一般1は食費の負担が軽減されます。具体的には次のとおりとなります。

所得階層	食費
低所得	1,540円
一般1	5,060円
一般2	14,300円 ※軽減なし

※月22日利用の場合。なお、実際の食材料費は施設により設定されます。

### 福祉型の障害児施設(通所)の利用者負担

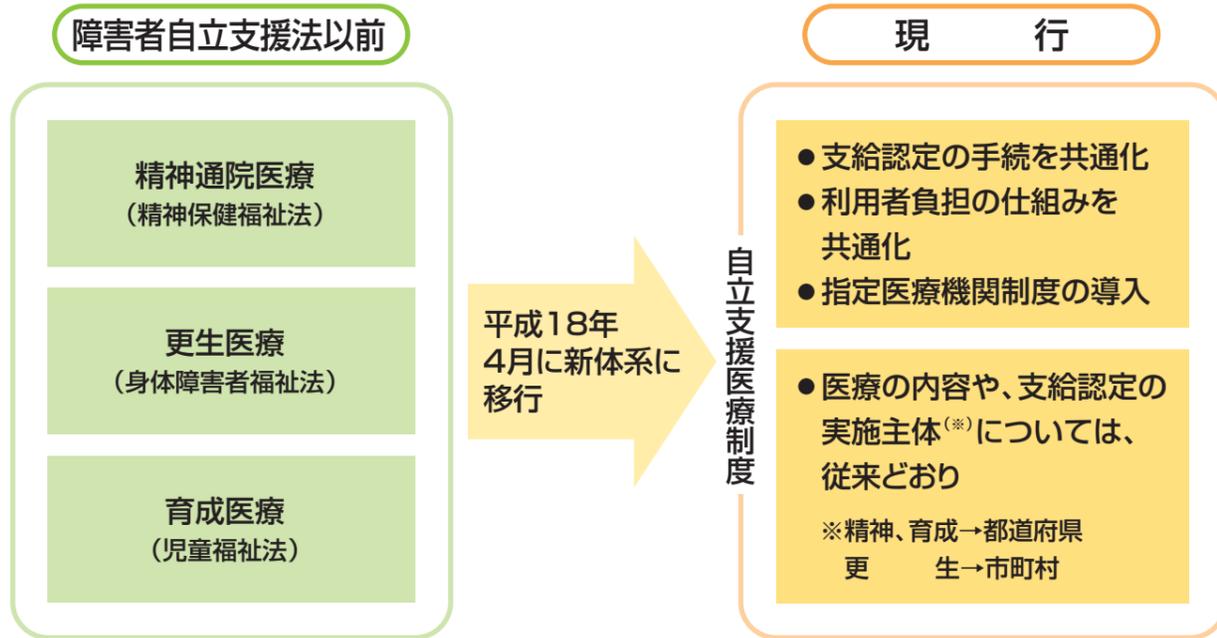
事業費 14.4万円	定率負担	食費等
低所得	0円	1,540円
一般1	4,600円	5,060円
一般2	14,400円	14,300円

### 医療型の障害児施設(通所)の利用者負担

事業費(福祉)4.9万円 事業費(医療)4.5万円	福祉部分	医療部分	食費等
低所得	0円	4,500円	1,540円
一般1	4,600円	4,500円	5,060円
一般2	4,900円	4,500円	14,300円

# 障害に係る自立支援医療

従来の障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変わりました。



## 自立支援医療の利用者負担と軽減措置

- 基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々（高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」））にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。
- 世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となる場合もあります。
- 入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。



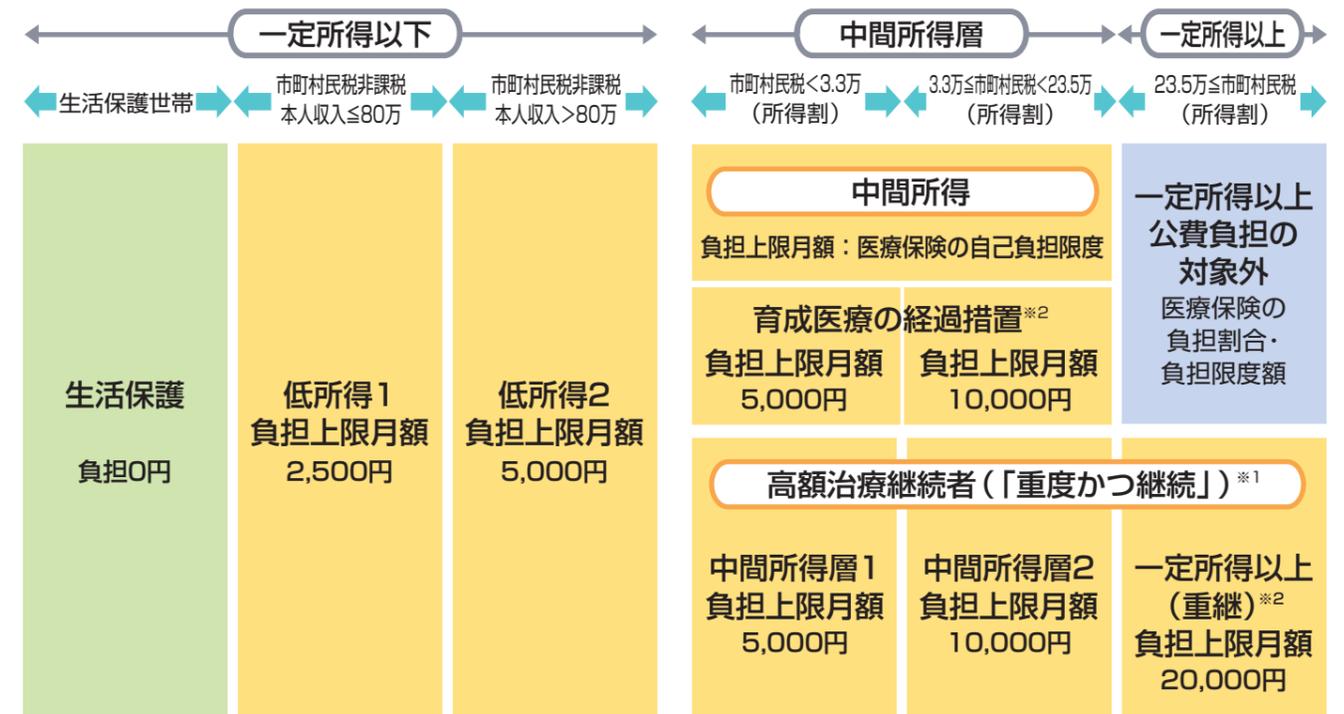
## 自立支援医療の対象者、自己負担の概要

### 1. 対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）。  
（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）  
※平成22年4月から肝臓機能障害が加わりました。

### 2. 給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担（■部分）。  
ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。  
また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。



※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。  
①疾病、症状等から対象となる者  
●更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る／肝臓機能障害は平成22年4月に追加）  
●精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。  
②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者  
医療保険の多数該当の者。  
※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置を講じています。



# 補装具の制度

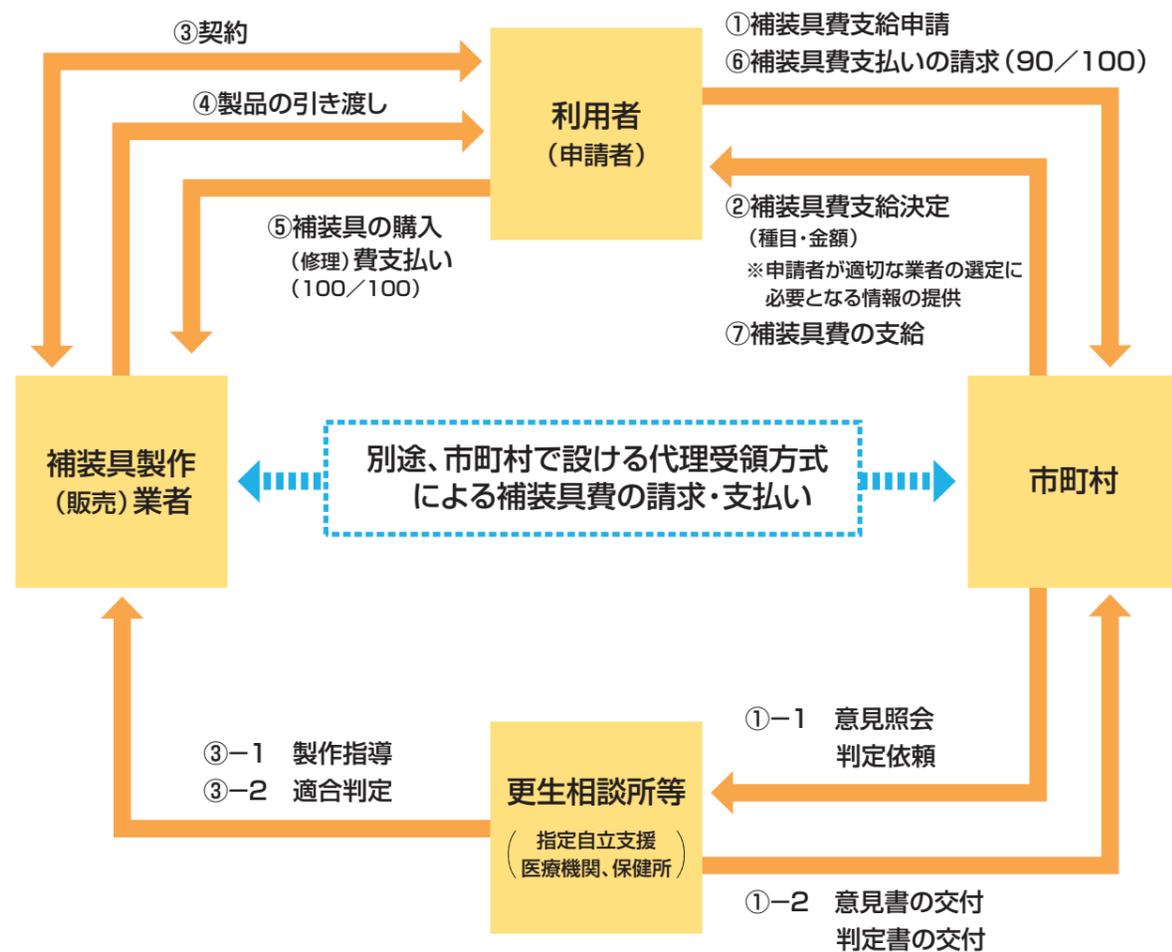
従来の補装具給付制度が、個別給付である補装具費支給制度に変わりました。

補装具	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等
-----	---

## 補装具費の支給

- 従来の現物支給から、補装具費の支給へと大きく変わりました。利用者負担についても定率負担となり、原則として1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
- 支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

## 補装具費の支給の仕組み



## 補装具費支給制度の利用者負担

- 補装具費支給制度の利用者負担は、原則として定率（1割）となっています。ただし、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。



区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯※	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※市町村民税非課税世帯  
例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

また、こうした負担軽減措置を講じても、定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

